

第3次十日町市障がい者計画
第5期十日町市障がい福祉計画
第1期十日町市障がい児福祉計画



平成30年3月

十日町市

あいさつ

近年の障がい福祉施策は、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法を始め、同年 5 月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されるとともに、同年 8 月には発達障害者支援法の一部が改正されるなど、「すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、相互に尊重し合い共生する社会の実現」に向けて、制度化が進められています。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正においては、国の定める基本指針に即して、「障害児福祉計画」を策定することが規定され、障がいの早期発見と幼少期からの継続した福祉サービスの提供が求められています。



本市においても、昨今の福祉制度のめまぐるしい変革に対応し、障がいのある皆さまの基本的人権や自己決定を尊重するとともに、多様なニーズに適切に応えるため、「第 3 次十日町市障がい者計画」、「第 5 期十日町市障がい福祉計画」及び「第 1 期十日町市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、第二次十日町市総合計画前期基本計画の基本方針のひとつ「人にやさしいまちづくり」の実現のための計画であり、市では本計画に基づき障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

平成 25 年に発達支援センターを開設し、乳幼児期から「発達の気になるお子さん」を早期に発見することで、早期の発達支援が可能となりました。教育センターや相談支援事業所等関係機関と連携し、ライフステージに応じた支援体制の構築を図っております。

また、これからは基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの運用により、乳幼児から高齢者までの障がいのある皆さまの支援をより一層充実させてまいります。

本計画の策定にあたり、アンケート調査、ヒアリングにご協力をいただいた皆さま、計画策定にご尽力をいただきました「十日町市地域自立支援協議会」委員の皆さま並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

十日町市長 関口 芳史

目 次

第1編 第3次十日町市障がい者計画

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい者に関連する法改正の概要	1
3. 本計画における障がい者の定義と対象	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画期間	5
6. 計画の推進と進行管理	6
第2章 障がい者の現状	8
1. 障がい者の現況	8
2. アンケート調査結果	13
3. 団体ヒアリングの結果	27
第3章 計画の基本的考え方	31
1. 障がい福祉をめぐる課題	31
2. 基本理念	33
3. 基本目標	34
4. 主要施策	35
5. 施策の体系	37
第4章 基本計画	39
主要施策1 安全・安心な生活環境の整備	39
主要施策2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実	43
主要施策3 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進	45
主要施策4 保健・医療の推進	50
主要施策5 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実	53
主要施策6 就労と所得の向上	56
主要施策7 教育と文化・スポーツの推進	59

第2編 第5期十日町市障がい福祉計画

第1期十日町市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	64
1. 計画の策定にあたって	64

2. 基本的理念	65
3. 新たな施策の方向	66
第2章 第4期障がい福祉計画の検証	68
1. 数値目標	68
2. 障がい福祉サービス	71
3. 地域生活支援事業	78
第3章 第5期計画による障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	85
1. 数値目標	85
2. 障がい福祉サービスの見込量	90
3. 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量	97
4. 障がい児福祉サービス	106
第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の整備	109
1. 障がい者福祉サービスの提供体制の確保	109
2. 障がい児福祉サービスの提供体制の確保	111
3. 計画の進行管理	112
資料編	

第 1 編 第 3 次十日町市障がい者計画

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、「住みなれた地域において、誰もが安心して過ごせる、人にやさしいまちづくり」を基本理念として、平成 24 年 3 月に「第 2 次十日町市障がい者計画」、平成 27 年 3 月に「第 4 期十日町市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、障がい者の生活・福祉をめぐる動向はめまぐるしく展開し、次節で見るとおり、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。これら一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月に国連の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。そして、障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、本市が担う役割はこれまでも増して重要なものとなっています。

以上の点を踏まえ、「第 2 次十日町市障がい者計画」及び「第 4 期十日町市障がい福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、国による障がい者制度改革の動向を反映し、諸施策の見直しを含めた「第 3 次十日町市障がい者計画」及び「第 5 期十日町市障がい福祉計画」並びに、児童福祉法改正により新たに規定された「第 1 期十日町市障がい児福祉計画」を策定しました。

2. 障がい者に関連する法改正の概要

平成 19 年 9 月に我が国は、障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、以下にみる様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准、同年 2 月に効力が発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由を享受し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めています。

（１）障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止などが規定されました。

（２）児童福祉法の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障がい種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を策定することが規定されました。

（３）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的として、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されました。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがある場合の立入調査について規定されました。

（４）障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられました。

（５）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務付け、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

（６）発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

3. 本計画における障がい者の定義と対象

本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第 2 条に規定する「障害者」です。すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障害者基本法第 2 条の社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。したがって、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりでなく、指定難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を言います。

さらに、障がい者ではない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る点で本計画の対象であり、障がいの予防に繋がる健康の保持や早期発見の観点からも本計画の対象となります。

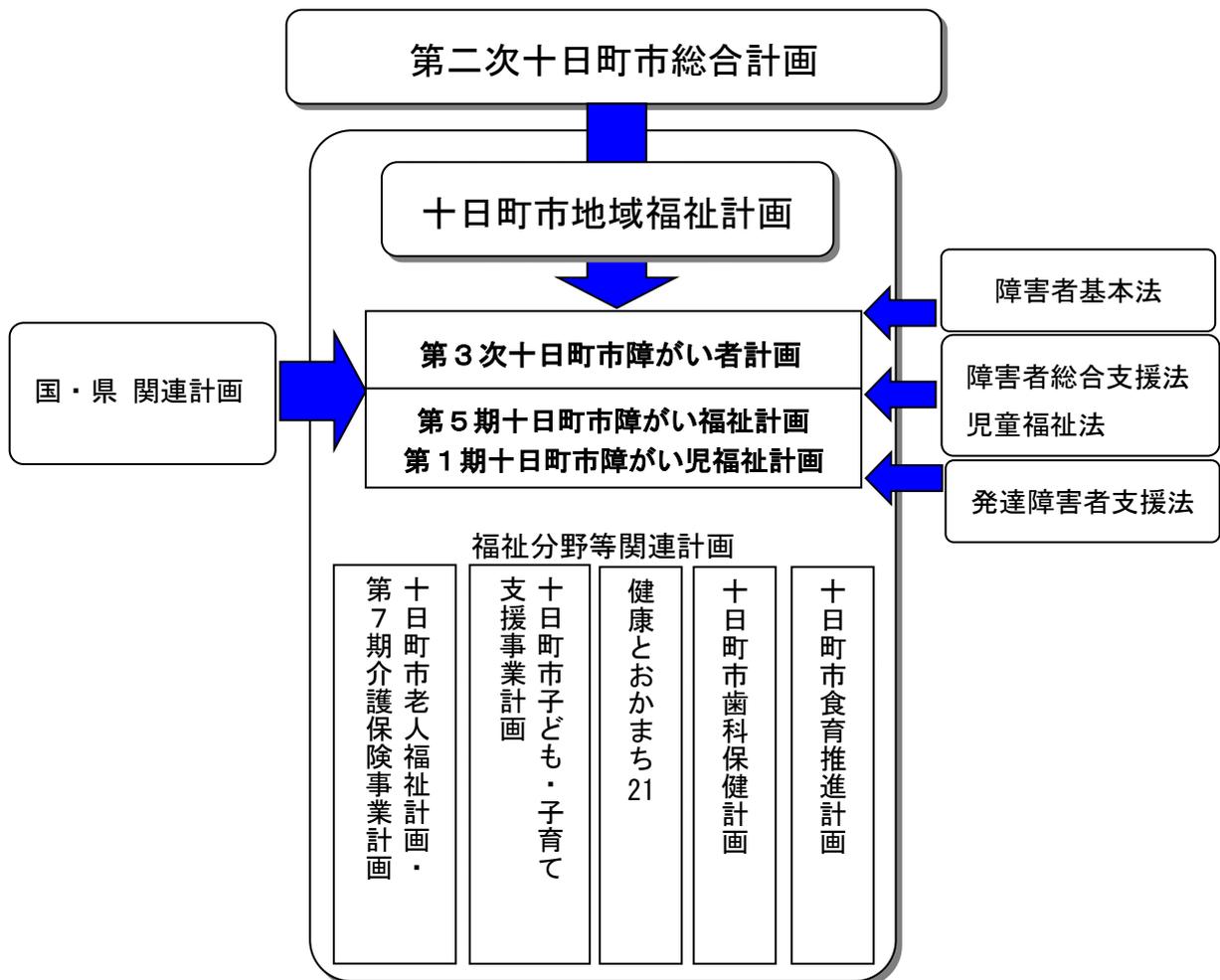
4. 計画の位置づけ

「第3次十日町市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、「第5期十日町市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、「第1期十日町市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに上記3計画とも「第二次十日町市総合計画」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「十日町市地域福祉計画」との調和を図り策定したものです。

■ 計画の位置づけ



5. 計画期間

「第3次十日町市障がい者計画」は、平成30年度から平成35年度の6年間、「第5期十日町市障がい福祉計画」及び「第1期十日町市障がい児福祉計画」は平成30年度から平成32年度の3年間です。

年 度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
十日町市障がい者計画	第3次計画					
十日町市障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
十日町市障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

6. 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、就労、教育、まちづくりなど広範な内容を含んだ計画であることから、福祉・保健・医療の分野だけでなく、総合的に障がい者福祉施策を推進する必要があります。十日町市内の関係各部署による推進会議などを通じて連携を強化し全庁的に取り組んでいくとともに、計画の進行管理を行います。

(1) 庁内推進体制

本計画は内容が市行政の広範な分野に渡っていることから、関係各部署による庁内の推進体制を確立します。

(2) 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険施策と関連しているものがあることから、高齢者・介護保険施策と障がい者施策相互の連絡調整を図り、サービスの充実に努めます。

(3) 市民参加による推進体制

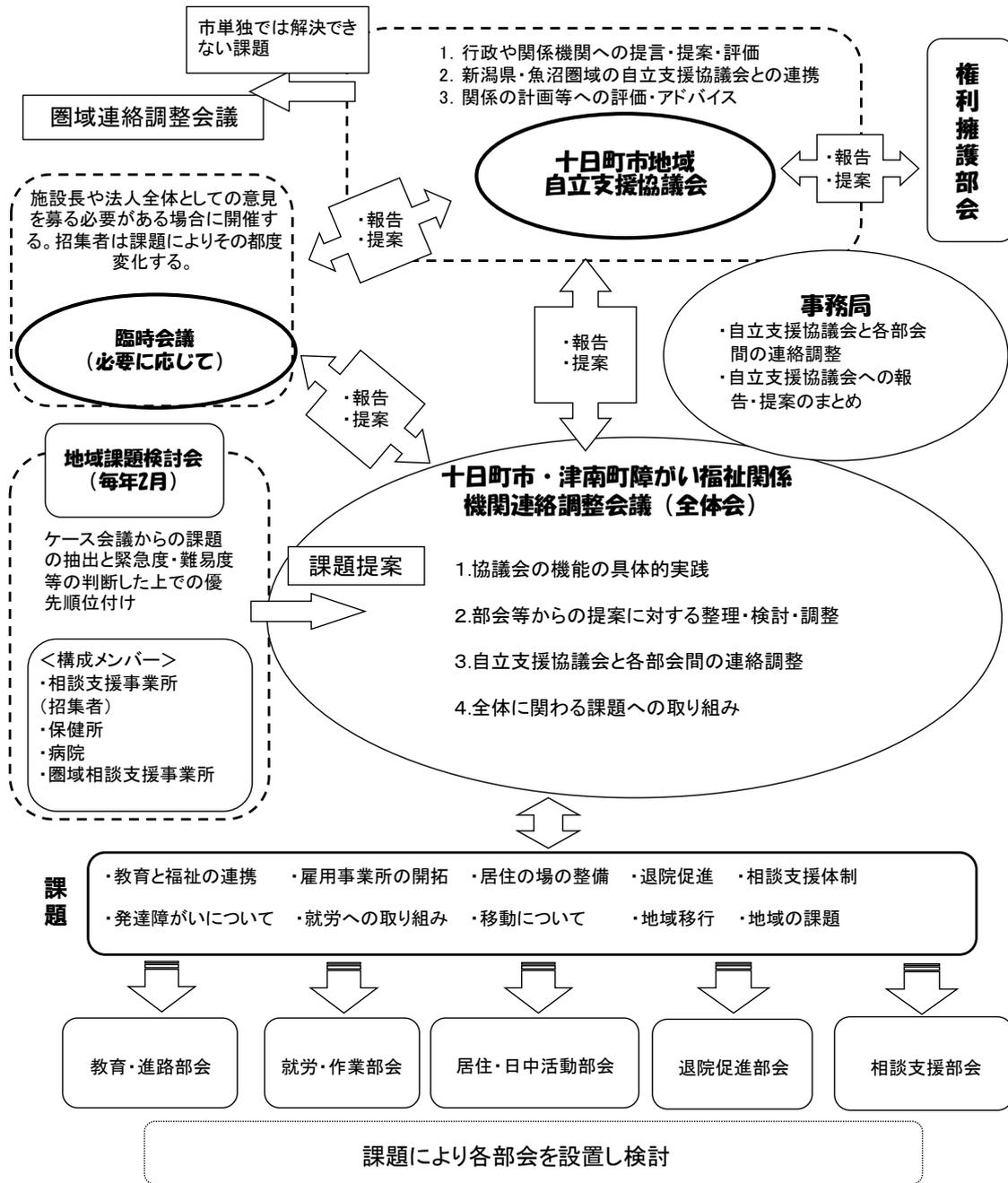
計画の推進にあたっては、障がいのある人及びその家族はもとより、障がい者団体等の市民参加により行います。

(4) 広域的な連携及び地域自立支援協議会の活用

近隣市町等との連携による対応が必要なものについては、広域的な連携、協議を進めます。

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす十日町市地域自立支援協議会で、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議のほか、「第5期十日町市障がい福祉計画」の具体的な推進に向けた協議を行います。

十日町市・津南町障がい福祉関係機関連絡調整会議体制図



第2章 障がい者の現状

1. 障がい者の現況

(1) 身体障がい者（児）の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年3月31日現在で2,273人です。総人口に占める割合は、4.15%となっており、平成24年度以降の5年間は、4.1%台で推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人、%)

年 度	人 口	障がい者数	割 合
平成23年度	58,941	2,402	4.08
平成24年度	58,470	2,397	4.10
平成25年度	57,570	2,404	4.18
平成26年度	56,712	2,363	4.17
平成27年度	55,655	2,292	4.12
平成28年度	54,741	2,273	4.15

※各年度3月31日現在

また、平成29年3月31日現在の身体障がい者の内訳をみると、「肢体不自由」が最も多く、手帳保持者の55.1%、次いで「内部障がい」が27.7%、「聴覚・平衡障がい」が8.9%、「視覚障がい」が6.2%、「音声・言語障がい」が2.1%となっています。

等級別では「1級」が最も多く28.4%、「2級」が12.1%、「3級」が22.2%、「4級」が23.4%、「5級」が6.9%、「6級」が6.9%となっています。

図表 身体障害者手帳所持者の個別等級から見た障がい種別状況 (単位：人、%)

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者総数	割合
1級	32	0	0	262	409	703	28.4
2級	45	61	0	194	0	300	12.1
3級	12	24	27	362	124	549	22.2
4級	16	48	25	337	153	579	23.4
5級	32	0	0	139	0	171	6.9
6級	16	87	0	68	0	171	6.9
合計	153	220	52	1,362	686	2,473	100.0
割合	6.2	8.9	2.1	55.1	27.7	100.0	—

※平成29年3月31日現在

※障がい重複している場合があるので、個別等級の合計と手帳の総数は一致しません。

また、身体障がい者の地区別の人数は、十日町地区が64.3%、川西地区が13.6%、中里地区が10.1%、松代地区が6.8%、松之山地区が5.2%となっています。

図表 身体障害者手帳所持者の地区別の状況 (単位：人、%)

地区別	人数	割合
十日町	1,461	64.3
川西	310	13.6
中里	229	10.1
松代	154	6.8
松之山	119	5.2
計	2,273	100.0

※平成29年3月31日現在

(2) 知的障がい者(児)の状況

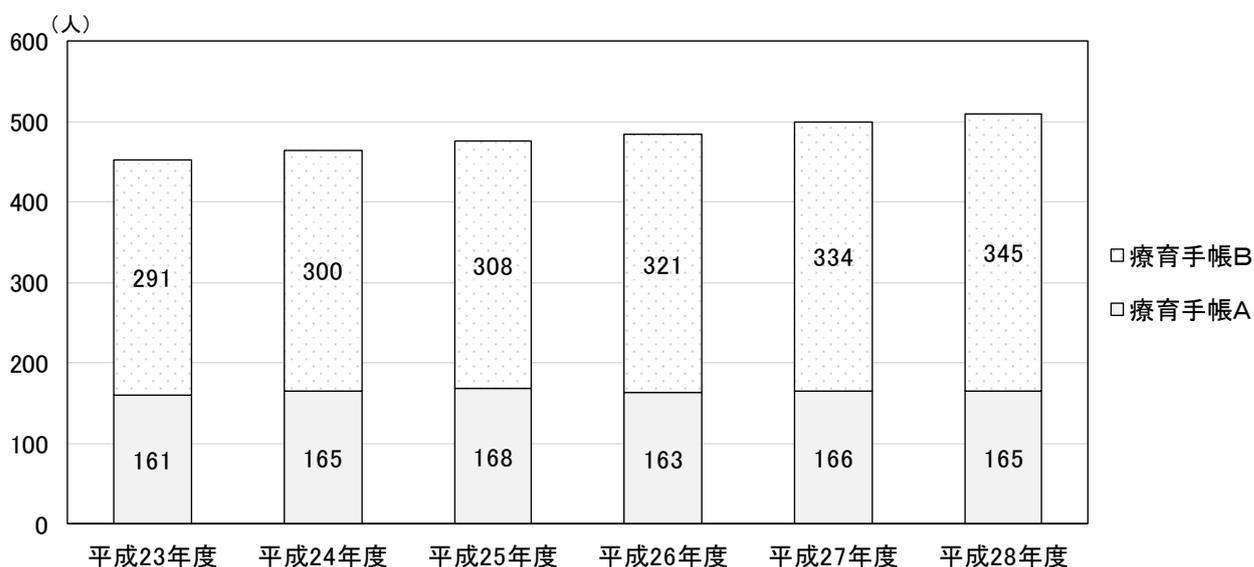
本市の療育手帳所持者は、平成29年3月31日現在で510人であり、総人口に占める割合は、0.93%となっています。この6年間で0.16ポイント上昇しています。

図表 療育手帳所持者の推移

(単位：人、%)

年度	人口 ①	障がい者数			割合 ②/①
		A	B	計 ②	
平成 23 年度	58,941	161	291	452	0.77
平成 24 年度	58,470	165	300	465	0.80
平成 25 年度	57,570	168	308	476	0.83
平成 26 年度	56,712	163	321	484	0.85
平成 27 年度	55,655	166	334	500	0.90
平成 28 年度	54,741	165	345	510	0.93

※各年度 3 月 31 日現在



療育手帳所持者の年齢別構成は、平成29年 3 月 31 日現在で18歳未満が85人で16.7%、18歳以上が425人で83.3%となっています。

図表 療育手帳所持者の年齢別推移

(単位：人)

年度	18 歳未満	18 歳以上	計
平成 23 年度	69	383	452
平成 24 年度	73	392	465
平成 25 年度	74	402	476
平成 26 年度	75	409	484
平成 27 年度	79	421	500
平成 28 年度	85	425	510

※各年度 3 月 31 日現在

(3) 精神障がい者（児）の状況

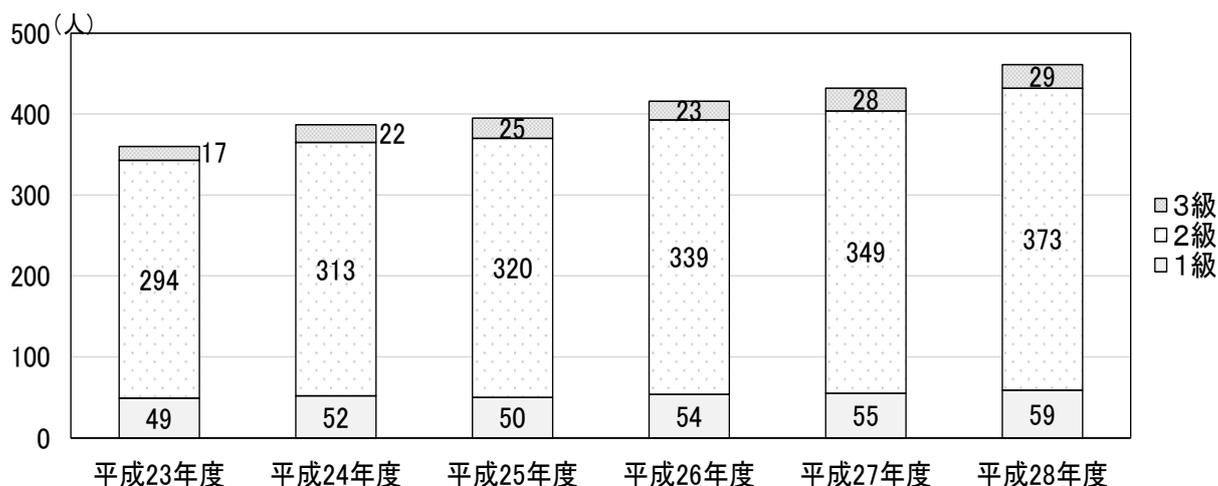
本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成29年3月31日現在で461人となっています。内訳は1級が59人で12.8%、2級が373人で80.9%、3級が29人で6.3%です。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人、%)

年度	人口 ①	1級	2級	3級	合計 ②	割合 ②/①
平成23年度	58,941	49	294	17	360	0.6
平成24年度	58,470	52	313	22	387	0.7
平成25年度	57,570	50	320	25	395	0.7
平成26年度	56,712	54	339	23	416	0.7
平成27年度	55,655	55	349	28	432	0.8
平成28年度	54,741	59	373	29	461	0.8

※各年度3月31日現在



精神障がい者のうち自立支援医療の受給者は平成29年3月31日現在で1,572人となっており、手帳所持者の3.1倍となっています。

図表 精神障がい者 自立支援医療受給者の推移（単位：人）

年 度	受給者
平成 23 年度	1,011
平成 24 年度	1,012
平成 25 年度	1,020
平成 26 年度	1,492
平成 27 年度	1,586
平成 28 年度	1,572

※各年度 3 月 31 日現在
十日町保健所管内

（４）障がい支援区分

平成 29 年 3 月 31 日現在の状況は区分 1 が 3.5%、区分 2 が 19.9%、区分 3 が 21.3%、区分 4 が 24.8%、区分 5 が 17.7%、区分 6 が 12.8%となっています。

図表 障がい支援区分別認定者数

（単位：人、％）

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合 計	割 合
区分 1	0	2	3	5	3.5
区分 2	6	4	18	28	19.9
区分 3	11	12	7	30	21.3
区分 4	11	22	2	35	24.8
区分 5	6	19	0	25	17.7
区分 6	12	5	1	18	12.8
合 計	46	64	31	141	100.0

※平成 29 年 3 月 31 日現在

（５）難病患者の状況

指定難病医療受給者証所持者数は、対象疾患の拡大もあり増加傾向となっています。

図表 指定難病医療受給者証所持者数の推移

（単位：人）

年 度	男性	女性	計
平成 26 年度	188	233	421
平成 27 年度	194	238	432
平成 28 年度	205	250	455

※各年度 3 月 31 日現在

2. アンケート調査結果

(1) 調査実施概要

① 調査の目的

本調査は、「第3次十日町市障がい者計画・第5期十日町市障がい福祉計画・第1期十日町市障がい児福祉計画」の策定にあたり、市内障がい者の生活実態を明らかにし、障がい福祉サービスの利用希望など策定に必要な基礎データの入手・分析を行うとともに、障がい者に対する本市における課題の抽出等を目的としています。

② 調査方法

1. 調査時期と調査方法

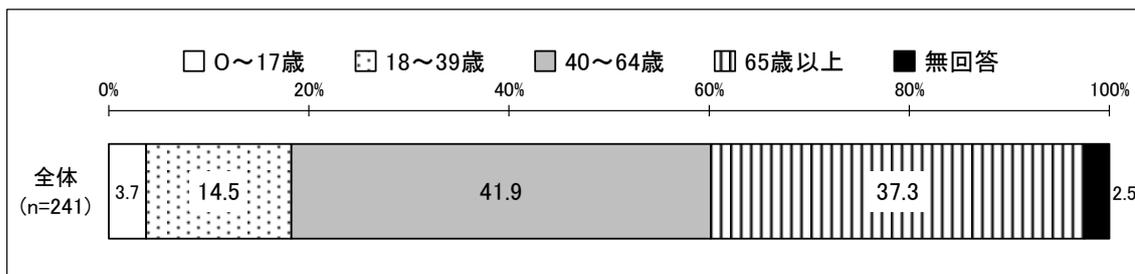
本調査は、障がいの各手帳所持者等を対象として、平成29年10月20日～11月6日までの期間で実施しました。調査票の配布・回収方法及び回収の状況は次のとおりです。

調査名	障がい者福祉に関するアンケート調査
調査対象者	市内の障がい者
母数	市内在住の障がい者手帳保持者及び特定医療費（指定難病）受給者
調査件数	身体障害者手帳所持者のうち260件、療育手帳所持者のうち50件、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち50件、特定医療費（指定難病）受給者のうち40件 計400件
抽出方法	層化無作為抽出法
調査方法	郵送法
回収状況	回収数：241件　回収率：60.3%

(2) 調査結果概要

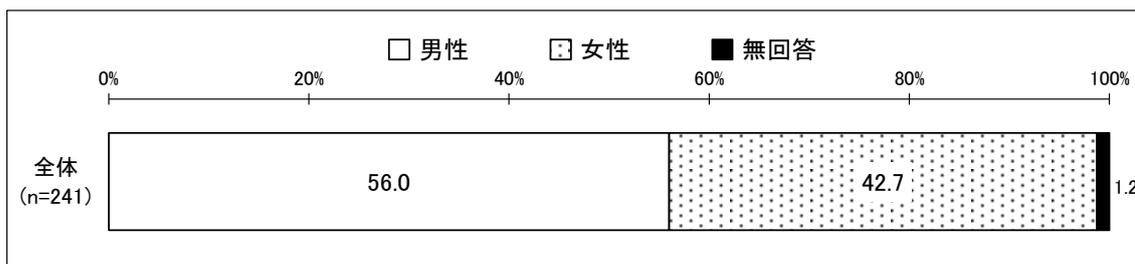
① 年齢

調査対象者の年齢階層は、「0～17歳」が3.7%、「18～39歳」が14.5%、「40～64歳」が41.9%、「65歳以上」は37.3%でした。



② 性別

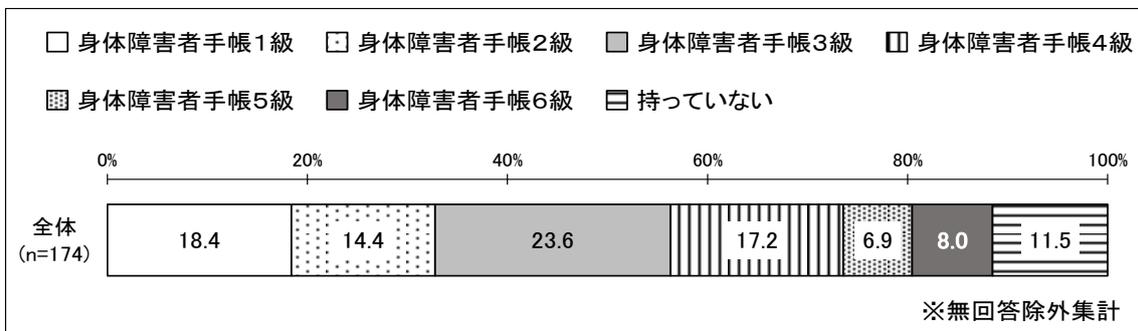
対象者の性別は、「男性」が56.0%、「女性」が42.7%でした。



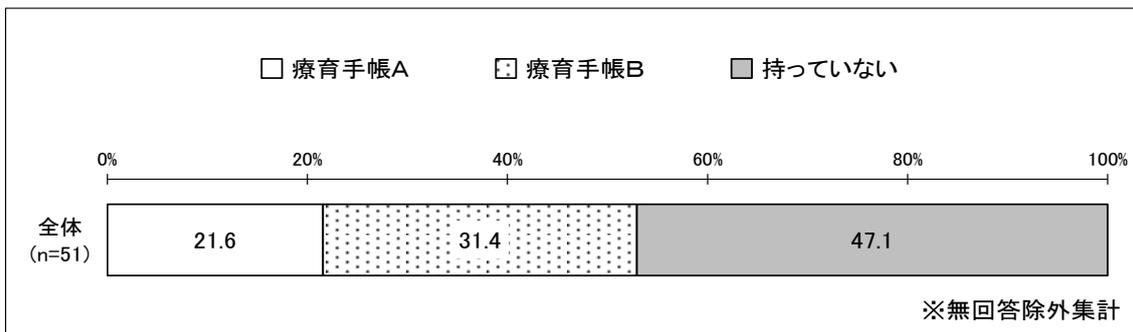
③ 障がい種別

今回の調査の障害者手帳保持者は、身体障がい者が154人、知的障がい者が27人、精神障がい者が33人でした。

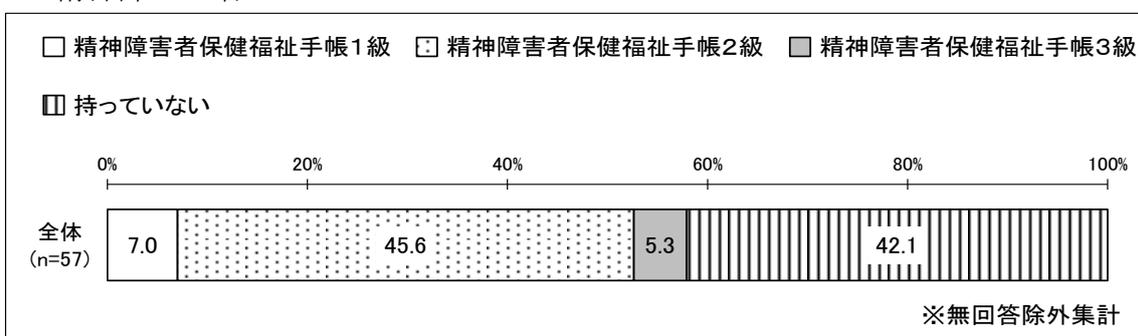
■ 身体障がい者



■ 知的障がい者

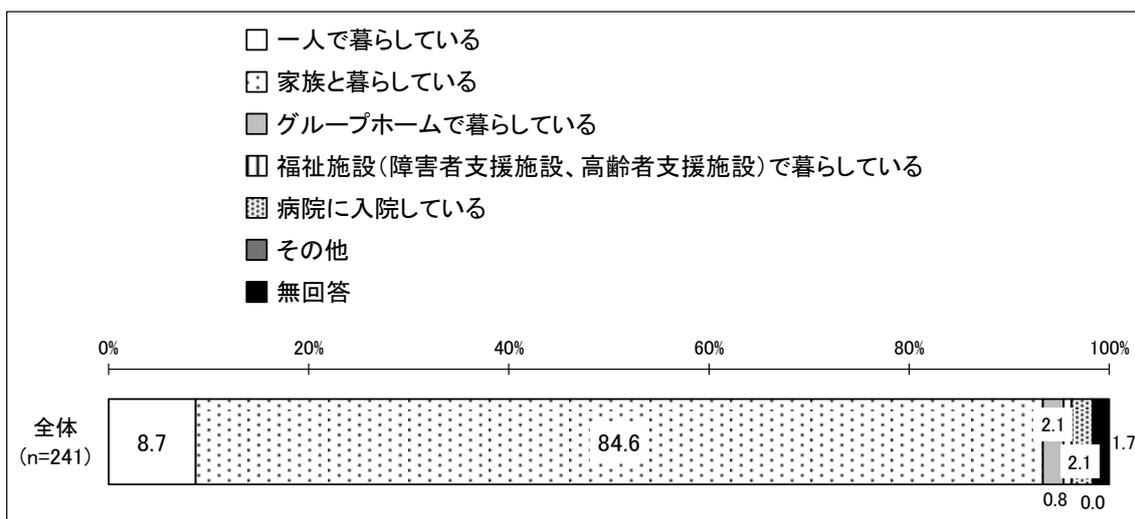


■ 精神障がい者



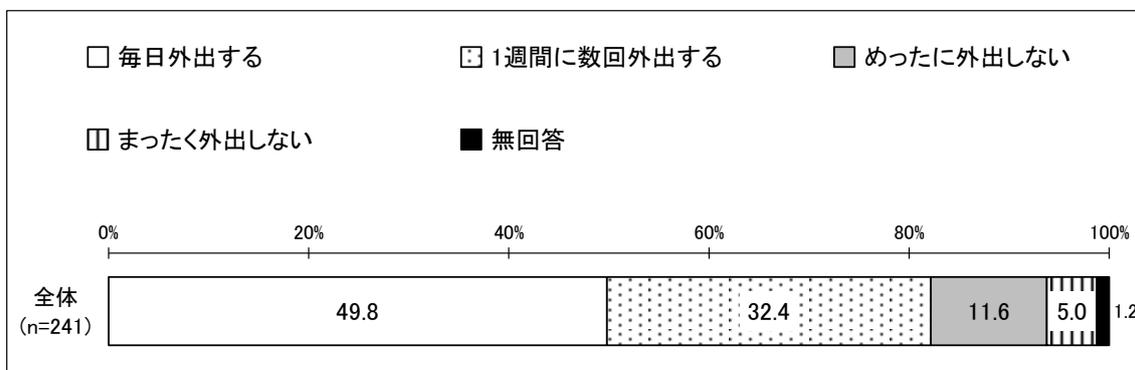
④ 現在の暮らし

現在の暮らしは、「家族と暮らしている」が 84.6%で突出して多く、「一人で暮らしている」が 8.7%などとなっています。



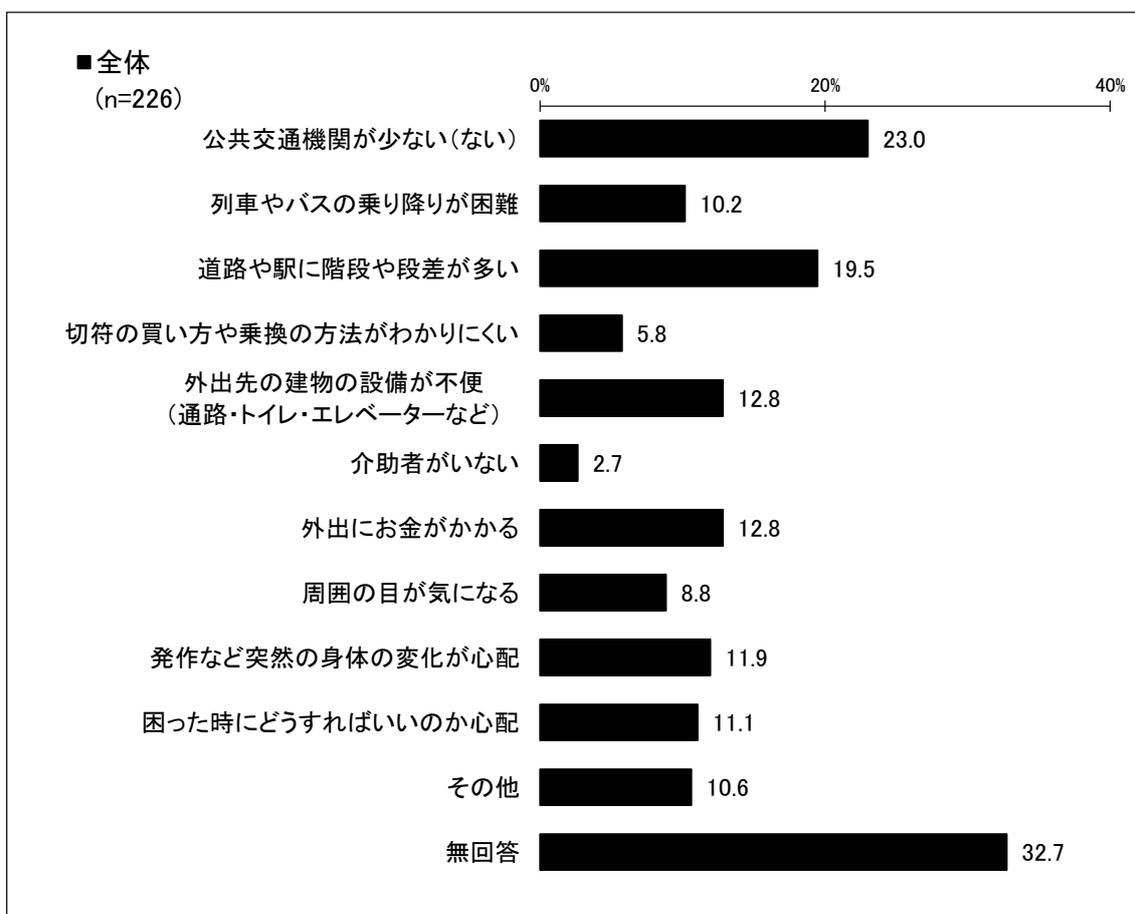
⑤ 1週間の外出頻度

外出頻度は、「毎日外出する」が49.8%、「1週間に数回外出する」が32.4%、「めったに外出しない」が11.6%、「まったく外出しない」が5.0%でした。



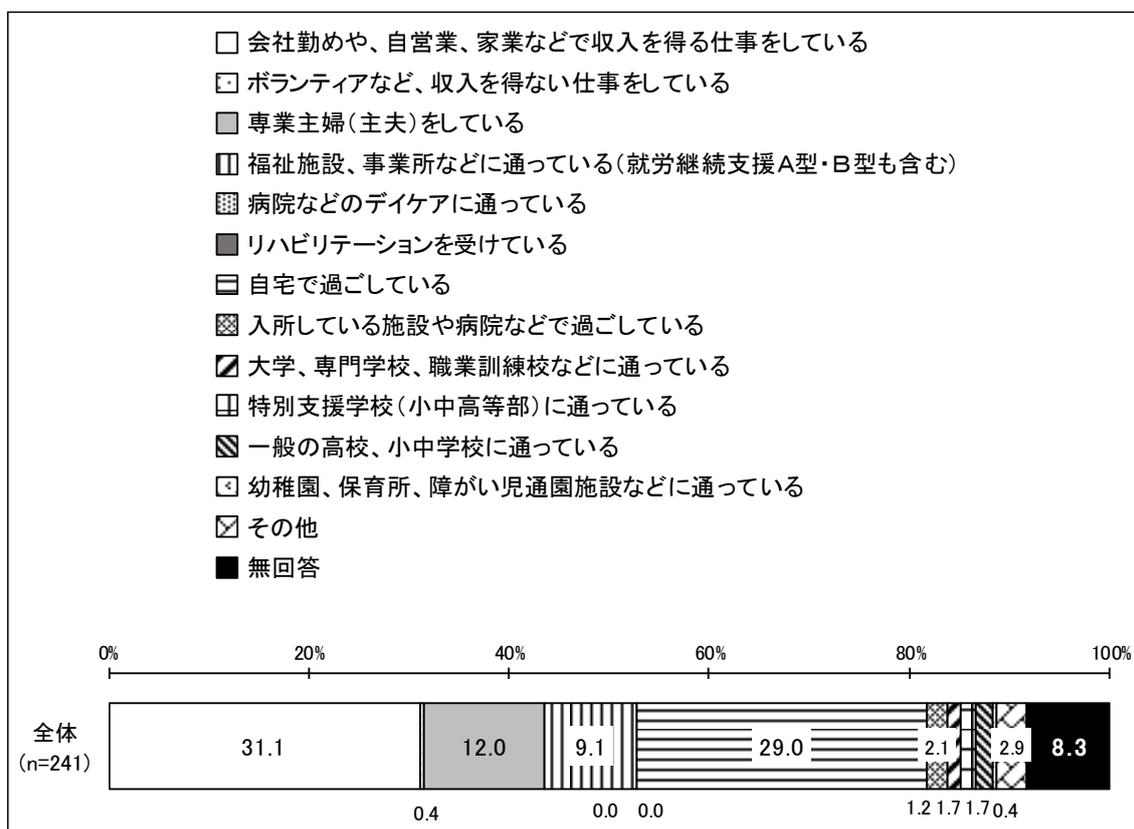
⑥ 外出で困ること

外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.0%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が19.5%などとなっています。



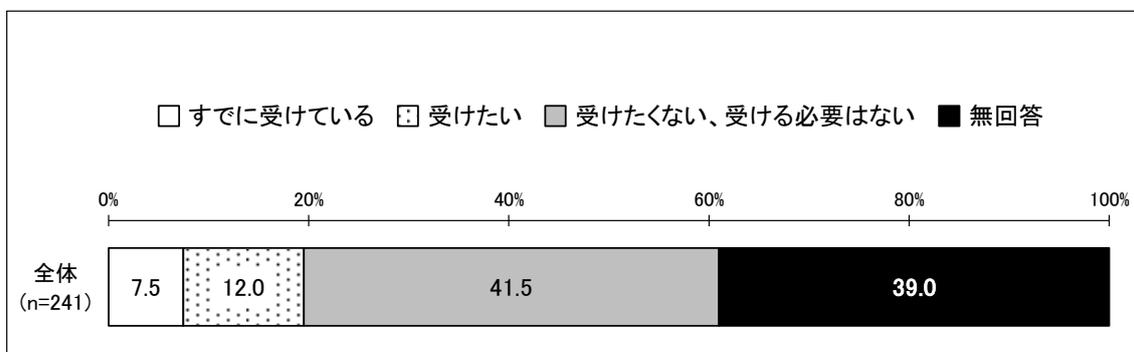
⑦ 日中の過ごし方

日中の過ごし方は、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が31.1%で最も多く、次いで「自宅で過ごしている」が29.0%、「専業主婦（主夫）をしている」が12.0%などとなっています。



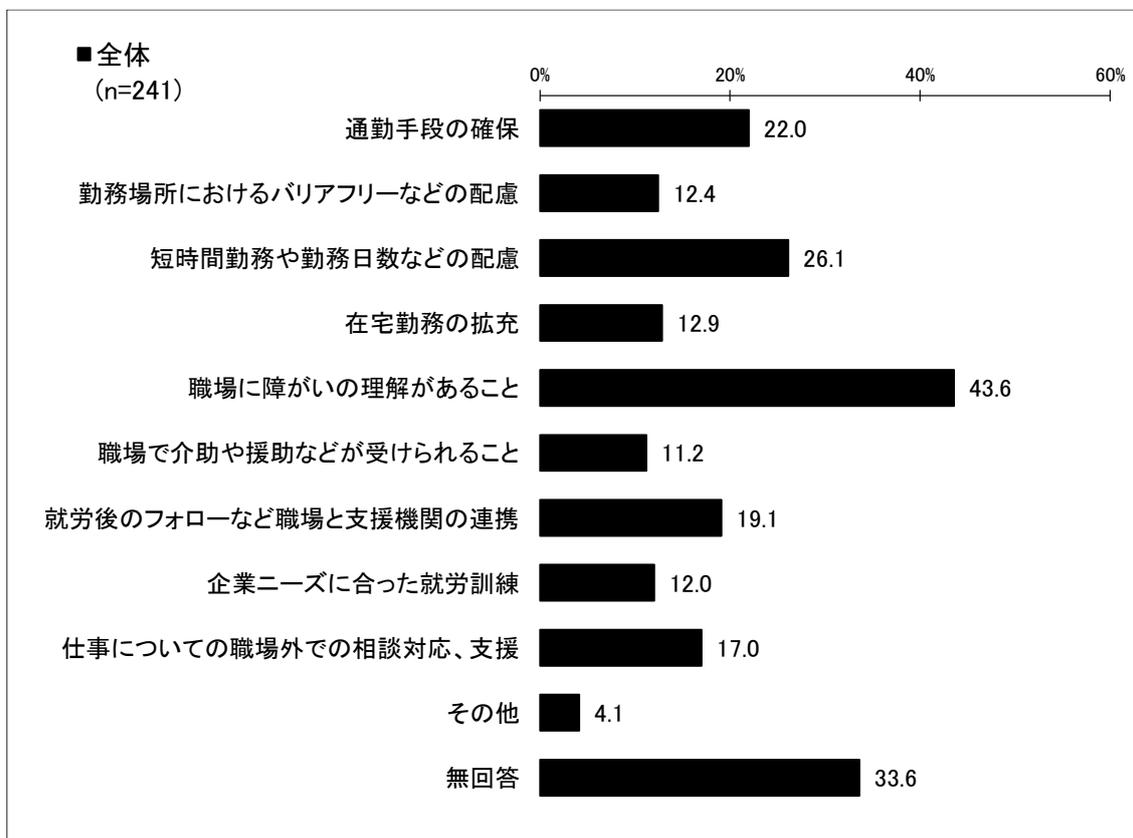
⑧ 職業訓練の希望

職業訓練の希望は、「すでに職業訓練を受けている」が7.5%、「職業訓練を受けたい」が12.0%、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が41.5%でした。



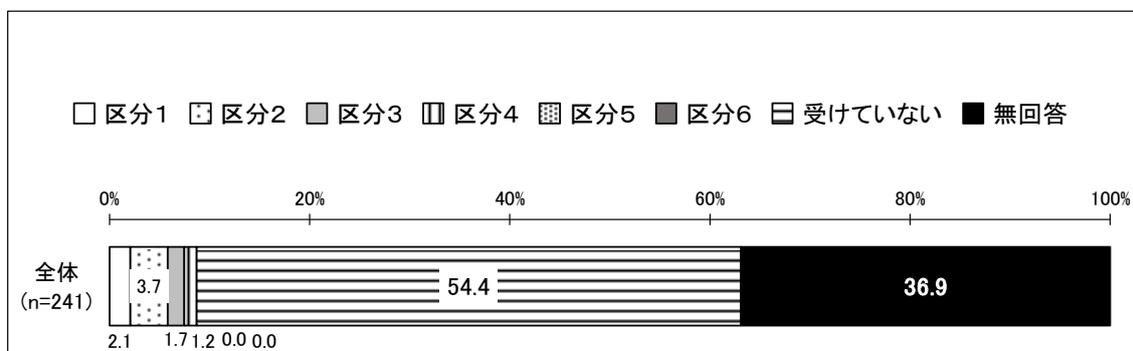
⑨ 必要と思う就労支援

必要と思う就労支援は、「職場に障がいの理解があること」が43.6%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が26.1%、「通勤手段の確保」が22.0%などとなっています。



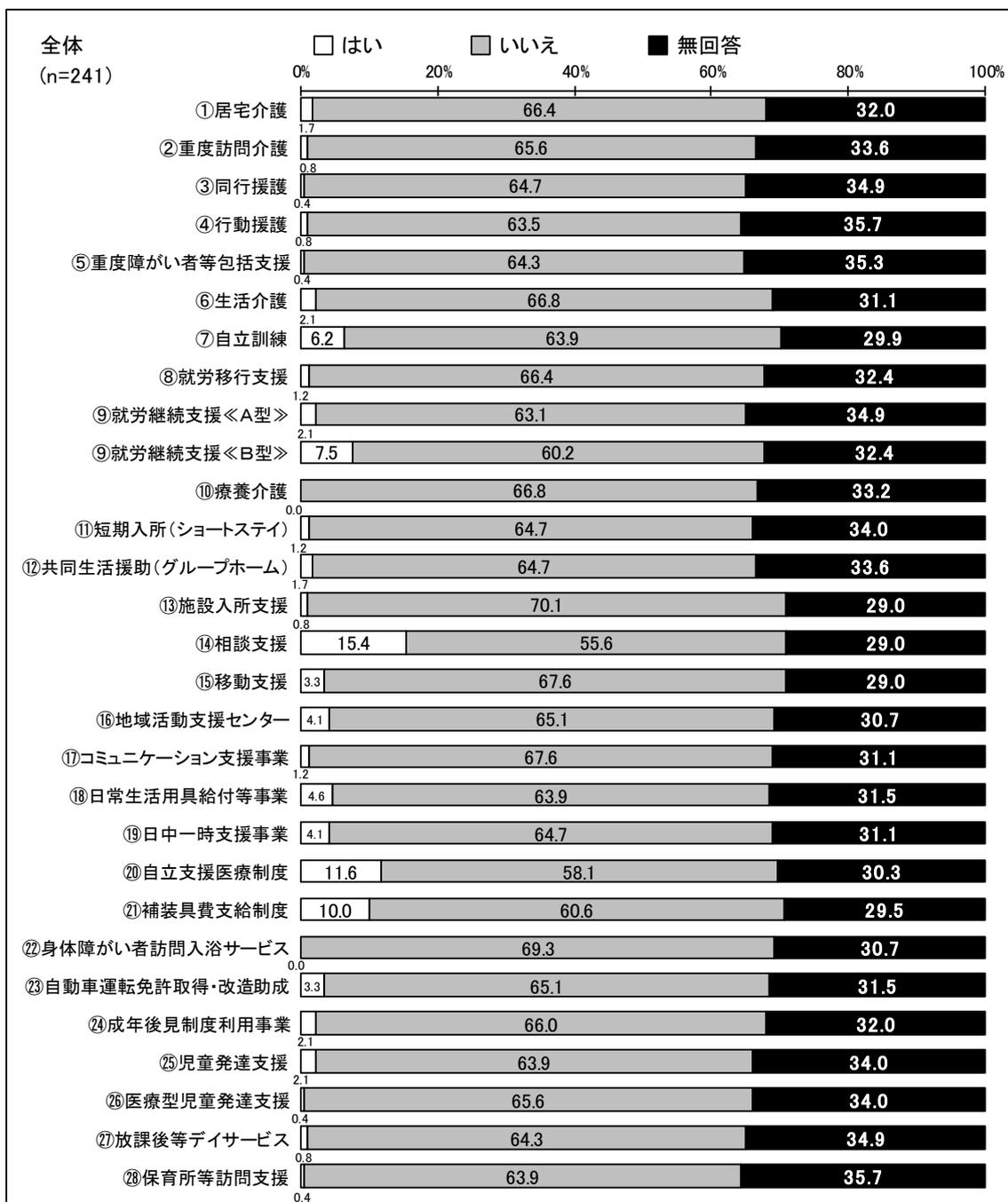
⑩ 障がい支援区分の認定

受けている障がい支援区分は、「受けていない」が54.4%で最も多く、次いで「区分2」が3.7%、「区分1」が2.1%などとなっています。

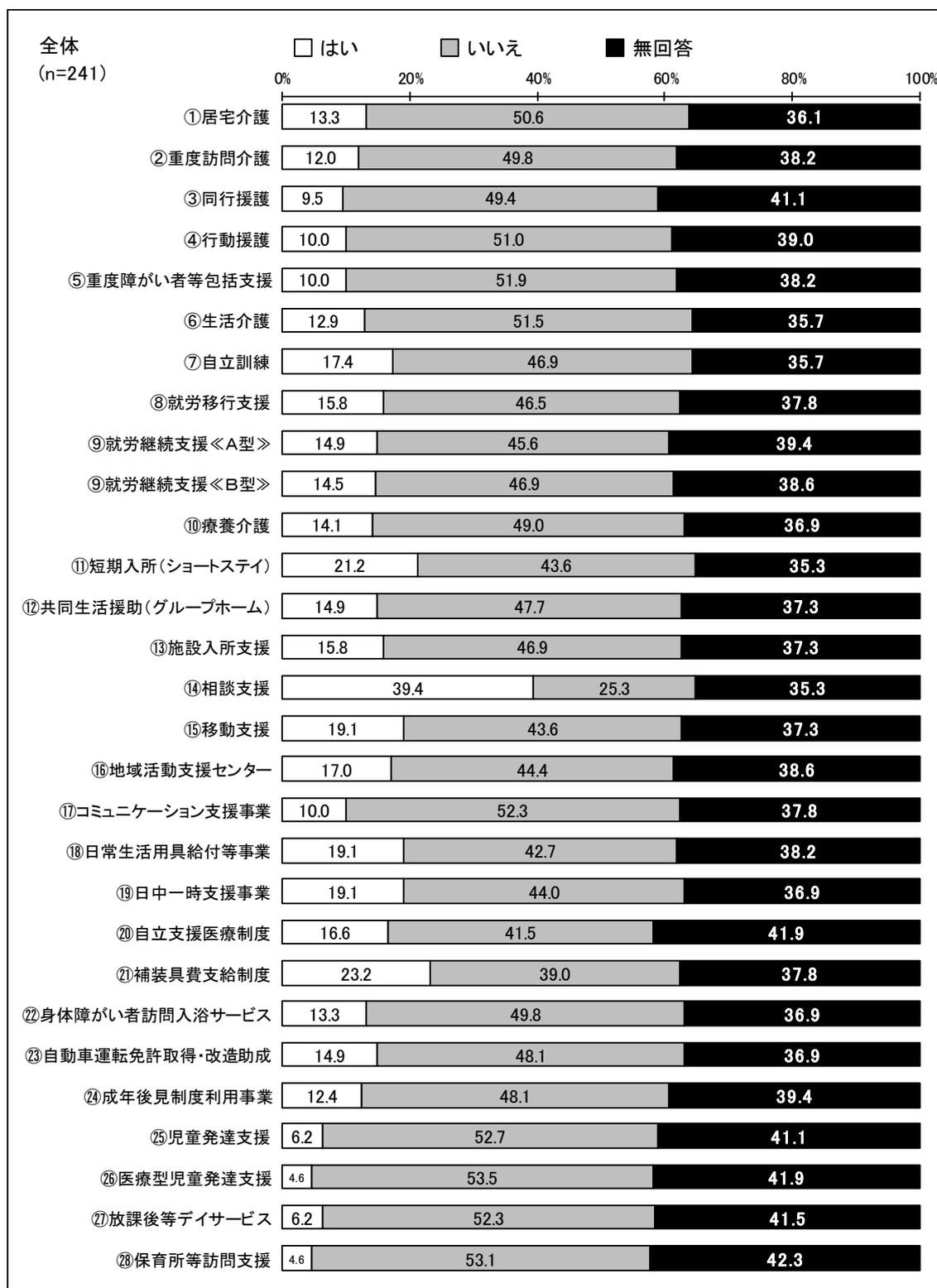


⑪ 障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

最も利用されている福祉サービスは、『14. 相談支援』で 15.4%、次いで『20. 自立支援医療制度』が 11.6%、『21. 補装具費支給制度』が 10.0%などとなっています。

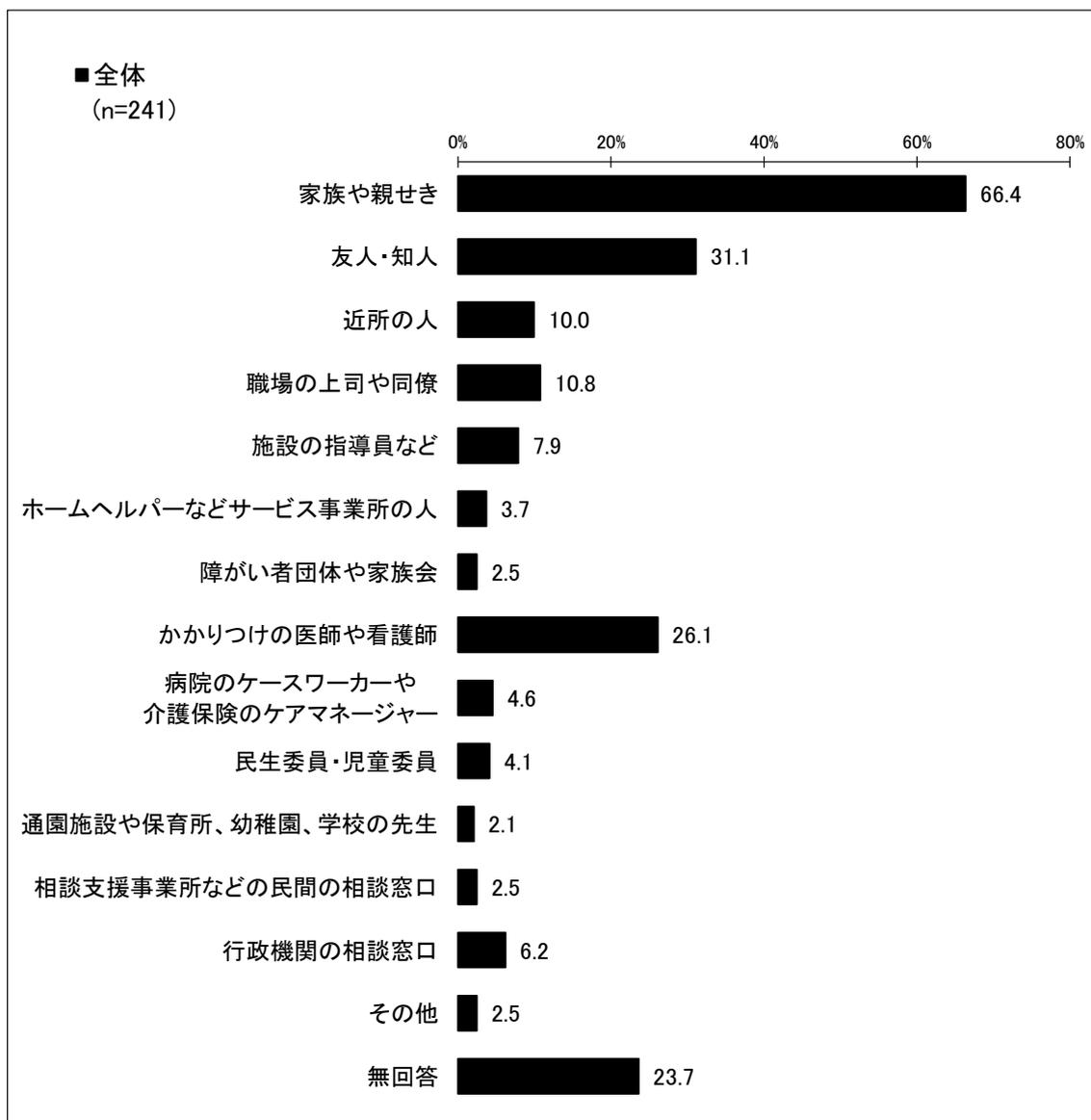


今後、最も利用したい福祉サービスは、『14. 相談支援』で 39.4%、次いで『21. 補装具費支給制度』が 23.2%、『11. 短期入所』が 21.2%などとなっています。



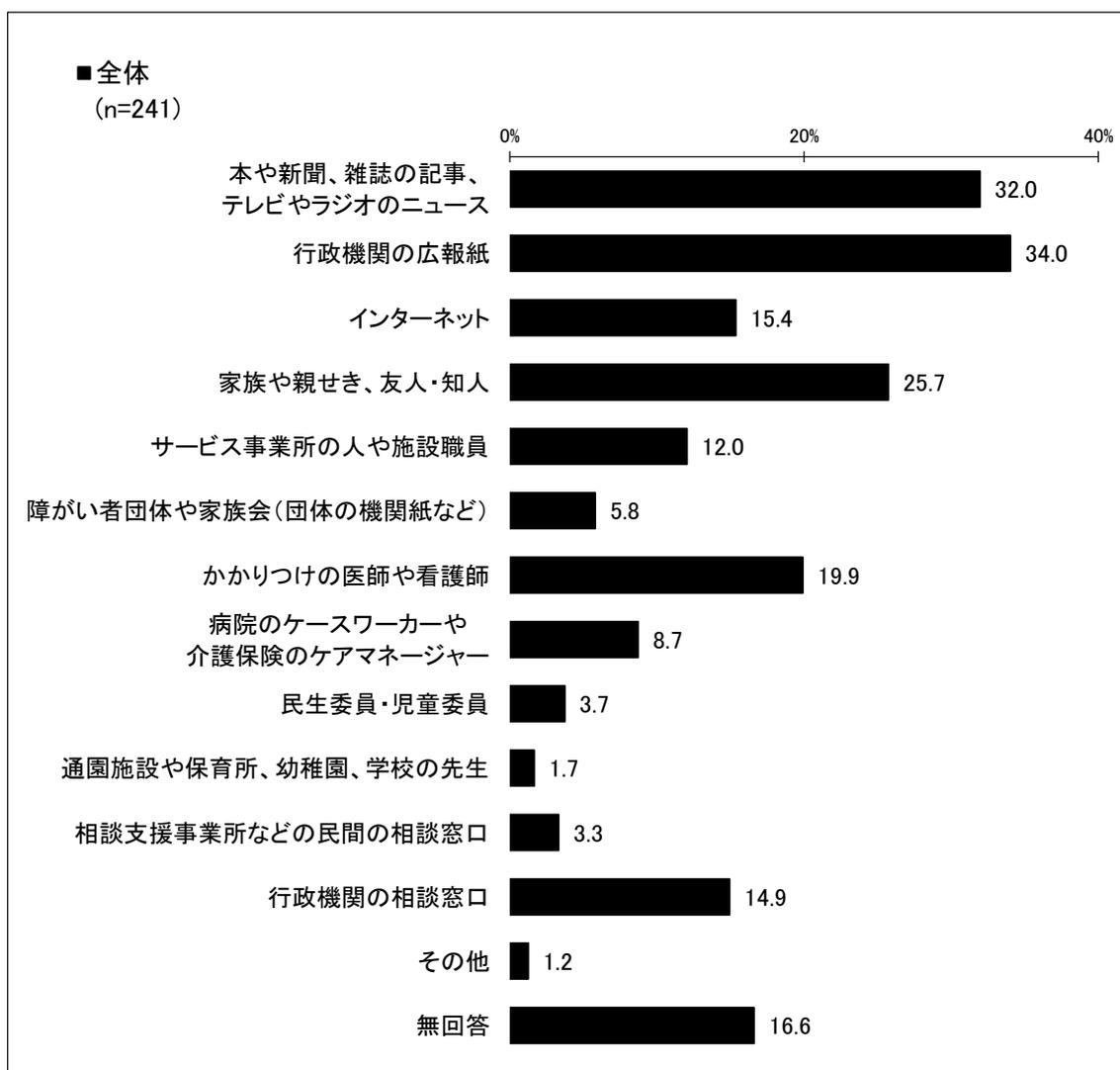
⑫ 相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が66.4%で最も多く、次いで「友人・知人」が31.1%、「かかりつけの医師や看護師」が26.1%、「職場の上司や同僚」が10.8%などとなっています。



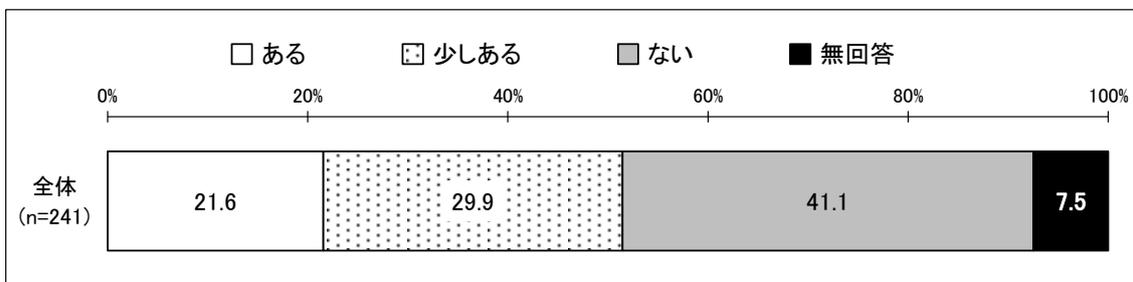
⑬ 情報の入手先

情報の入手先は、「行政機関の広報誌」が34.0%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.0%、「家族や親せき、友人・知人」が25.7%、「かかりつけの医師や看護師」が19.9%などとなっています。



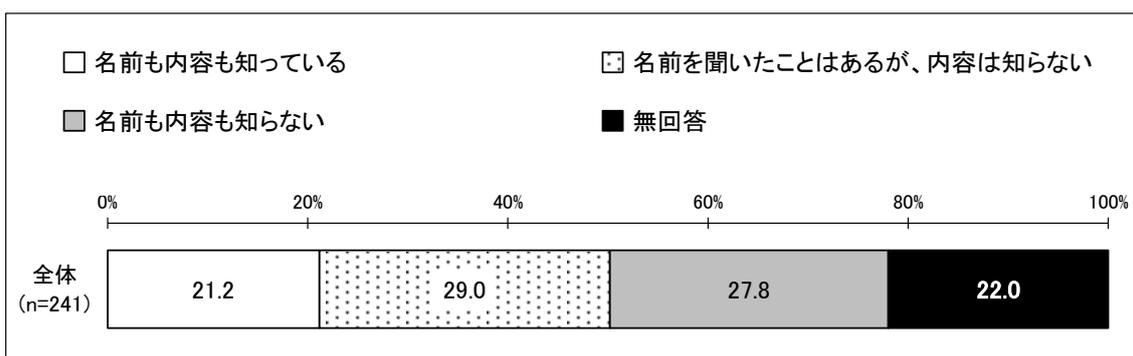
⑭ 差別で嫌な思いをしたこと

差別で嫌な思いをしたことは、「ある」が 21.6%、「少しある」が 29.9%、「ない」が 41.1%でした。



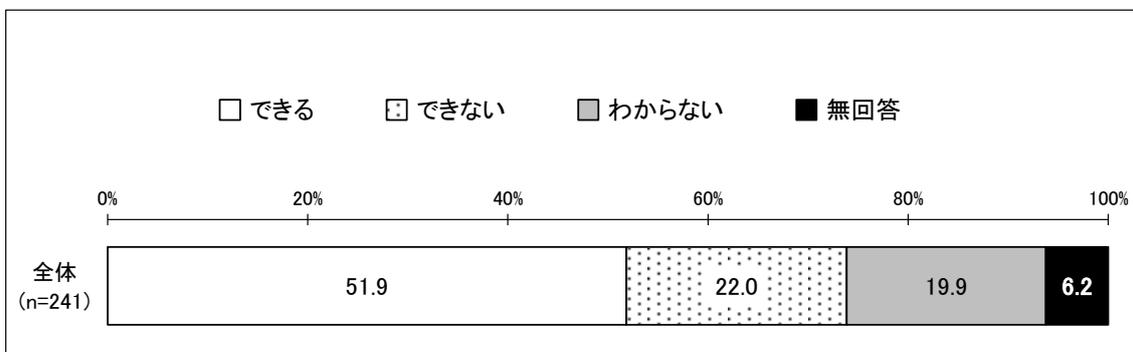
⑮ 成年後見制度の認知

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が 21.2%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 29.0%、「名前も内容も知らない」が 27.8%でした。



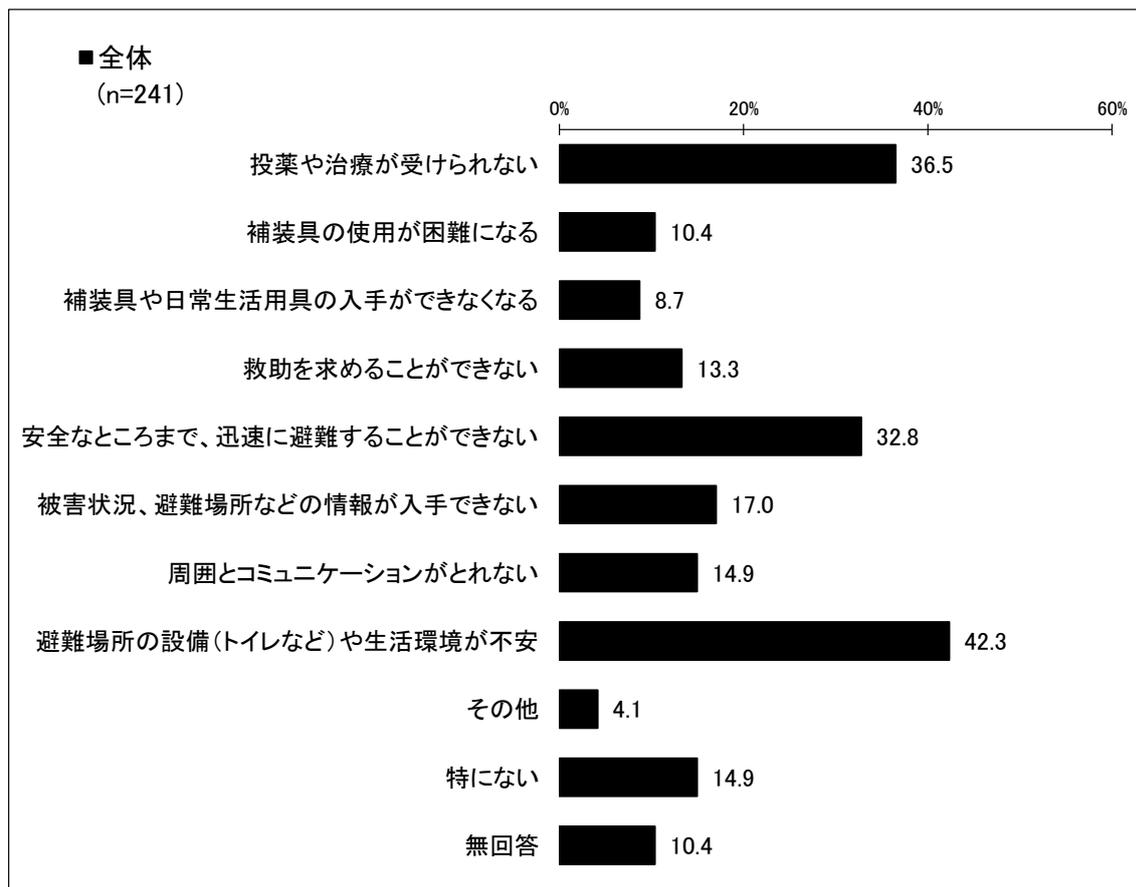
⑯ 緊急時の一人での避難

緊急時の一人での避難について、「できる」が 51.9%、「できない」が 22.0%、「わからない」が 19.9%、「わからない」が 19.9%でした。



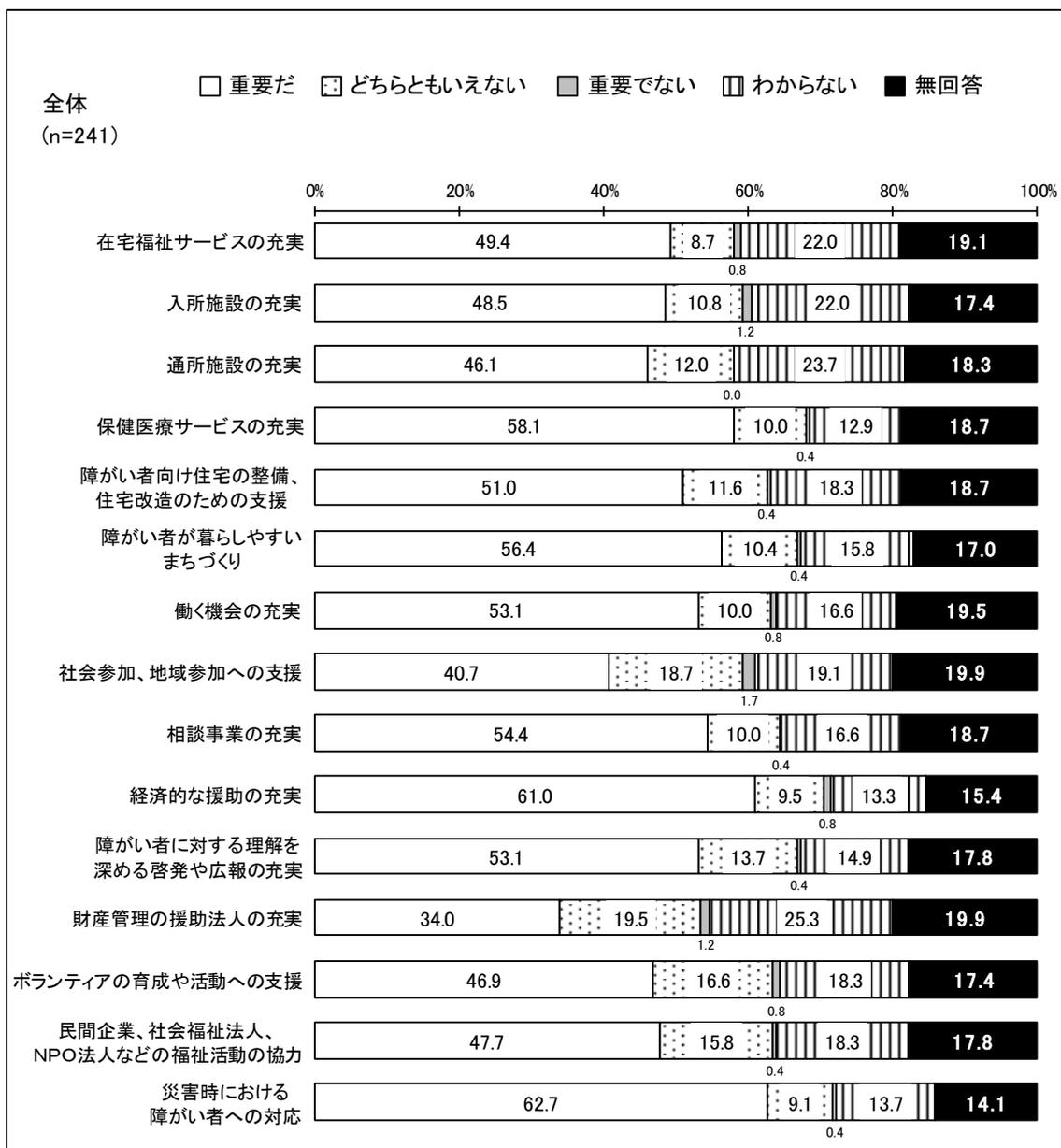
⑰ 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が42.3%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が36.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が32.8%などとなっています。



⑩ 市の施策についての重要度

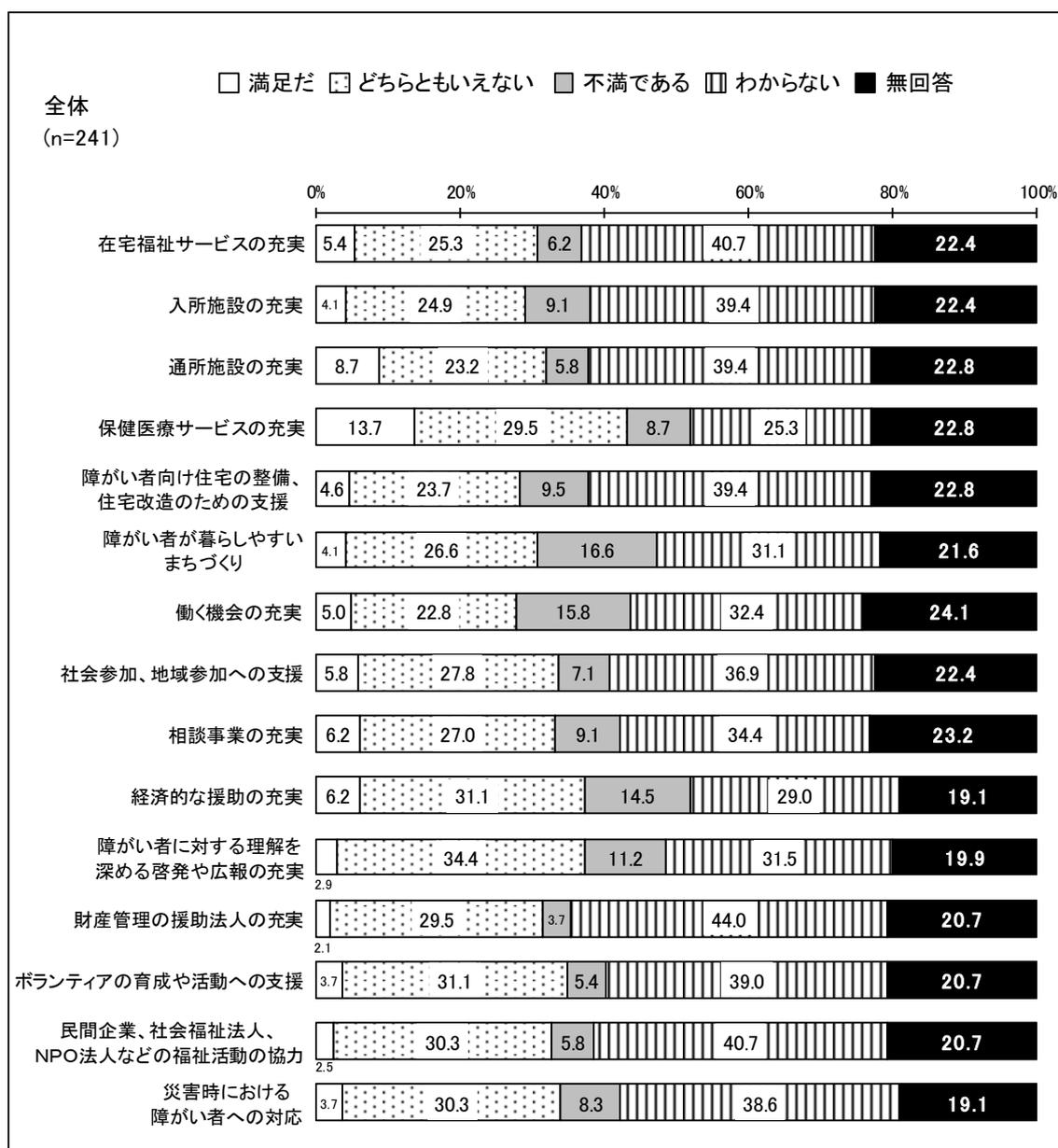
十日町市の施策の重要度の割合が最も多いのは、「災害時における障がい者への対応」62.7%、次いで「経済的な援助の充実」が61.0%、「保健医療サービスの充実」が58.1%などとなっています。



⑱ 市の施策についての満足度

十日町市の施策の満足度の割合が最も多いのは「保健医療サービスの充実」で13.7%、次いで「通所施設の充実」が8.7%、「相談事業の充実」と「経済的な援助の充実」が同率で6.2%などとなっています。

反対に、不満度が最も多いのは「障がい者が暮らしやすいまちづくり」で16.6%、次いで「働く機会の充実」が15.8%、「経済的な援助の充実」が14.5%などとなっています。



3. 団体ヒアリングの結果

(1) 調査の概要

【目的】

第5期障がい福祉計画を策定するにあたり、サービスを利用する当事者及び、家族等のニーズの状況と、サービス提供の現状等を聴取して計画策定の基礎資料とするとともに、障がい種別を越えた団体間の意見交換の機会とすることを通じ、本市の障がい者福祉施策の推進及び円滑化を図ることを目的として実施しました。

【実施方法】

市内9団体の参加を得て、1回あたり2～4団体についてグループインタビュー形式により実施しました。

【摘要】

実施日：平成29年11月20日～21日

実施団体

- ・中里身体障害者福祉団体協議会
- ・川西地区身体障害者互助会
- ・視覚障害者福祉協会
- ・肢体障害者会
- ・松代地域身体障がい者福祉会
- ・十日町市ろう者福祉協会
- ・十日町市家族会
- ・十日町市手をつなぐ育成会
- ・川西地区手をつなぐ育成会

(2) 調査の結果

提起された意見、要望等は次のとおりです。

1. 行政との連携や要望等について

- ・情報が伝わっていない。
- ・行政が何をしているかわからない。
- ・行政の広報の仕方を考えてほしい。
- ・説明がわかりにくい。
- ・障がいの種別による広報の仕方を考えてほしい。
- ・新しい施策ができた場合には、該当になる障がい者には通知をしてほしい。
- ・手帳交付時だけの説明では内容が多すぎて忘れてしまう。
- ・パンフレットを各団体に配ってほしい。
- ・市報、ホームページでは関係ない情報が多いのでわかりづらい。
- ・年に一回は団体との意見交換をしてほしい。
- ・総代会に市の方からも参加してほしい。
- ・前回の意見も参考にしてほしい。
- ・もっと行政が中心となって障がい福祉について考えてほしい。
- ・自立支援協議会で色んな意見を聞いて、いろんな話をしてほしい。
- ・市が福祉団体に対して関心を持たなくなった。
- ・成年後見人制度に力を入れてほしい。市も力を入れてほしい。
- ・地域の学校を支援してほしい。
- ・福祉だけでなく、教育との連携が必要。
- ・市が福祉職員の給与を見てあげればよい。

2. 団体の運営・存続について

- ・障がい者団体に入ってもメリットがないと考えている人が多い。
- ・集まるのが難しくなってきた。
- ・会員数が減ってきて、活動ができなくなっている。
- ・若い人は入らない、高齢の人は亡くなっていく。
- ・手帳を渡す時に団体の紹介をしてほしい。
- ・十日町市も障がい者が大勢いるが、団体に加入していない。市で加入を進めてほしい。
- ・団体の案内を障がい者に送ってほしい。
- ・団体も入会した時の特典を考え、アピールしないといけない。
- ・個人情報保護法が成立してから、個人の勧誘がしにくくなっている。
- ・市として団体への勧誘をしてほしい。

- ・団体のピーアールだけはしてほしい。
- ・要約筆記団体とろう者協会は合同を考えている。
- ・精神 1 級（精神障がい者のうち 15%）が 9 月から県障医療費助成の対象となった。2 級の人でも対象となるように運動をしていきたい。
- ・県への要求、研修会を続けていきたい。
- ・団体に入らなければ生活できない状態が続いていたが、相談できる場所が増えたため団体に入らなくても生活できる状態になってきた。
- ・仕事が増えれば会員も増えると考えている。
- ・団体の会員が高齢化しているので、団体の運営がうまくいかない。
- ・県も会員増強を考えているが、高齢化により会員は減少している。
- ・親が亡くなった後の事を考えると団体はなくせない。

3. サービスの利用ニーズや提供体制について

- ・障がい者の支援施設を利用できる人と利用できない人がいる。
- ・障がい者の支援に差をつけないでほしい。
- ・通院助成については一度登録すれば更新案内があるが、登録しないでずっと知らない場合がある。
- ・健常者と同居していても音声体重計がほしい。
- ・補装具の予備を持てるようにしてほしい。
- ・高齢者は短期入所できる施設はあるが、障がい者が短期入所できる施設がない。
- ・相談支援員の手間が増え続けるので、体制整備が追いついていない。
- ・相談員の仕事が機能していない。
- ・地域で暮らそうということになっているが、体制整備が追いついていない。
- ・南魚沼市には福祉有償運送がある。
- ・手話のできる人がどこの窓口にもいてほしい。市役所だけでなく、相談支援事業所など。福祉事業所で手話のできる人もいるが、異動等でいなくなる時もある。
- ・グループホームを作るのはいいが、看護師も採用してほしい。
- ・福祉事業所は職員が足りないと嘆いているが、採用に努力しているので市も協力してほしい。
- ・夏休み等の長期休暇中の預かりを増やしてほしい。
- ・就労継続支援 A 型事業所が少ない、広めていかなければいけないが、職員が足りない。

4. 就労について

- ・就労継続支援サービスの利用、パートしかできていない、一般企業に就労したい。
- ・企業に障がい者への理解を深めてほしい。
- ・企業が障がいに対して理解がないので、障がい者は県外の企業へ出て行ってしまう。
- ・障がい者の雇用が少ない、差別解消法ができてても何の意味もない。
- ・十日町市は企業が少なく、福祉で産業を作ればいい。

5. 障がい者計画・障がい福祉計画の理念の実現について

- ・熱心に見る人はいるが、ほとんどがあまり見ていない。
- ・障がい者のイベントをやってほしい。
- ・福祉計画がよくわからない。
- ・市民の皆様に手話を覚えてもらいたい。
- ・ろう者に対して差別をしないでほしいと伝えてほしい。
- ・ボランティア等をお願いして地域全体で盛り上げなければいけない。
- ・障がい者を地域へ出し、障がい者への理解を地域全体で促進する。
- ・福祉施設はあるが、地域の理解がない。
- ・今までの振り返りを行い、取りまとめて計画を作成してほしい。
- ・法人と障がい者の垣根を取っ払いたい。
- ・障がいに対する理解啓発が必要。

6. その他

- ・話し相手がいない。
- ・一般の人に法律が変わることを理解するのは難しい。

第3章 計画の基本的考え方

1. 障がい福祉をめぐる課題

(1) 障がいのある人とない人の全員参加型（インクルーシブ）のまちづくり

市民のノーマライゼーション意識は以前に比べ高まってきましたが、アンケート調査では、差別で嫌な思いをしたことがある人が約半数を占めます。

障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮が義務付けられた今日において、あらゆる人が地域社会に包含されるものであるとの考え方に立って、年齢、性別、能力、経済格差、あるいは国籍などを含め、ノーマライゼーションから更にインクルーシブな社会を目指していこうとする考え方を、より広めていく必要があります。

こうした考え方に立った取組みは、今後、地域において多様なニーズに応じていく上で不可欠であり、障がいの種別を越えてそれぞれの経験や知見を共有し、新たな仕組みづくりのための連携を深めていくことが期待されます。

(2) サービス提供基盤のさらなる整備と

「地域生活移行促進」のための総合的な支援の充実

障がいのある人が地域の中で必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、障害者総合支援法に基づくサービス提供基盤を整備してきましたが、今後も、障がいのある人の支援ニーズに応じた必要なサービスへ適切につながるよう、現行の体制を見直しながらサービス利用の的確なニーズを把握することが重要です。事業者との連携をより強化し、必要とされるサービス提供に努めます。

また、施設入所者の地域生活への移行を進めていくためには、安心して暮らせる居住の場が確保され、介助などの支援を受けながら、地域社会の一員として自立した生活を送れる総合的な環境づくりが不可欠です。さらに、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を促進していくためには、関係機関が一体となり、退院後の地域生活への継続的な支援ができる体制の構築が求められています。

(3) 就労支援策の強化

アンケート調査では、市の施策の中で「働く機会の充実」について 53.1%が「重要だ」としており、また、必要と思う就労支援について、「職場に障がいの理解があること」が 43.6%と最上位にあげられています。

障がいのある人の雇用をめぐるっては、福祉施設等の利用者が企業等への一般就労へ移行する事例はいまだ多くないのが実情です。障がいのある人の就業や自立に向けて、障がい者雇用に対する事業主への啓発をするとともに、行政・福祉施設・就労支援機関の連携をさらに強化することが課題となっています。

(4) サービスを担う人材の養成及び確保

福祉分野でのサービスを担う人材の確保は大きな課題となっています。地域移行が重要な課題となっているため、事業者が人材の資質向上を通じて新たな課題に的確に対応できるよう支援するとともに、事業所等の専門職や地域における巡回や外出支援などを行う人材の確保が必要となってきます。

さらに障がいのある人にとって必要なサービスが適切に提供できるよう、サービス等利用計画の作成が課題となっていることから、相談支援専門員の育成確保が必要となっています。

2. 基本理念

「第2次十日町市障がい者計画」では、「十日町市総合計画」の「基本目標4 子どもからお年寄りまで安全・安心・元気に暮らせる社会づくり」を受けて、基本理念に「住みなれた地域において、誰もが安心して過ごせる、人にやさしいまちづくり」を掲げ、諸施策の推進を図ってきました。

この間、新たに策定された本市の最上位計画である「第二次十日町市総合計画」では基本方針の1つを「人にやさしいまちづくり」とし、その推進政策に「地域で支え合う福祉のまち」を掲げています。また、福祉分野の上位計画である「第3次十日町市地域福祉計画」では、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくという「地域共生社会」の基本的な考え方にに基づき、「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念として掲げています。

「第3次十日町市障がい者計画」では、第2次十日町市障がい者計画の基本理念を引き継ぎながらも、上記の上位計画との整合を図り基本理念を次のとおりに決めました。

人口減少が進む本市においては、①社会資源に限られるなかで地域住民の支え合いがより重要であること。②障がい者を支えられる客体としてではなく、共に支え合う主体的な存在として尊重し、その人らしい自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すこと。この2点を重視する基本理念として「だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う 人にやさしいまちづくり」を設定することとしました。

基本理念

だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う
人にやさしいまちづくり

3. 基本目標

基本理念「だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う 人にやさしいまちづくり」を実現するためのより具体的な目標として、また、分野別施策に対して共通的・横断的な方向性を示す目標として、次の基本目標を設定します。

基本目標 1：連携と協働で支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域と繋がって活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会を実現します。そのため様々な分野で市、市民、事業者ほか関係する全ての人が連携・協働して、障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境と仕組みを構築します。

基本目標 2：障がいに対する理解と配慮のあるまちづくり

障がい者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、尊厳が保持され、権利が守られるよう、障がいに対する理解の促進と啓発に努めます。

基本目標 3：ライフステージを通じて支援のあるまちづくり

障がい者が必要な時に支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れることなく受けることができる体制を整備します。

4. 主要施策

(1) 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

(2) 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

障がい者が原因で通信及び情報の活用が十分にできないということがないように、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わる情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい者に対し、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

(3) 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も、障がいの有無に関わらず市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むための様々な支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築します。

(4) 保健・医療の推進

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健・医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

（５）啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がい者を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障害者差別解消法の理念の啓発に努め、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図るとともに、障がい者が自らの権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行うなど、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

（６）就労と所得の向上

雇用・就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは生きがいにも繋がります。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、関係機関との連携を図り総合的な支援を推進します。

（７）教育と文化・スポーツの推進

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行い、また、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行うなどの対応をしていくとともに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障がい者が学校教育のみならず生涯に渡ってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

5. 施策の体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次頁のとおりとなります。

なお、障がい福祉サービスの見込量は「障がい福祉計画」に、障がい児福祉サービスの見込量は「障がい児福祉計画」に、それぞれ記載します。

■施策体系

基本理念 だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う 人にやさしいまちづくり

基本目標1：連携と協働で支え合うまちづくり

基本目標2：障がいに対する理解と配慮のあるまちづくり

基本目標3：ライフステージを通じて支援のあるまちづくり

主要施策1 安全・安心な生活環境の整備

- ① 地域移行への誘導
- ② バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ③ 安全な交通の確保
- ④ 防災、除雪対策の推進
- ⑤ 防犯対策と消費者対策の推進

主要施策2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② コミュニケーション支援の充実

主要施策3 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

- ① 障がいのある人の相談窓口と支援
- ② 障がいのある人への福祉サービス
- ③ 障がいのある子等への支援の充実
- ④ 補装具・日常生活用具の助成
- ⑤ 経済的自立の支援
- ⑥ 障がいのある人の権利擁護と意思決定支援の推進
- ⑦ ボランティアへの参加促進
- ⑧ 苦情処理と事業評価
- ⑨ 専門職種の養成・確保

主要施策4 保健・医療の推進

- ① 早期発見と早期治療、早期療育の推進
- ② 精神保健・相談支援体制の充実
- ③ 難病・高次脳機能障がい・発達障がい対策
- ④ 精神障がい者の地域移行の促進

主要施策5 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

- ① 差別の解消と障がいに対する理解の促進
- ② 理解と交流の促進
- ③ 選挙における配慮

主要施策6 就労と所得の向上

- ① 社会的、職業的自立の促進
- ② 障がいのある人の雇用の場の促進
- ③ 総合的な支援施策の推進

主要施策7 教育と文化・スポーツの推進

- ① 教育・保育の充実
- ② 指導力の向上と研究の推進
- ③ 一貫した相談支援体制の整備
- ④ 福祉教育等の推進
- ⑤ 文化芸術、スポーツ活動の推進

第4章 基本計画

主要施策1 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化などを進め、安全で快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりに繋がり、地域や家庭で住み続けていくためには重要なこととなります。快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特性に対応した情報提供を広めていくことが必要です。また、障がい者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。

地域での連携の重要性や災害時のコーディネーター等の人材育成など、避難行動に支援を要する障がい者とその家族が安心できる災害時の具体策を検討していくことが求められています。

【方向性】

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

(1) 地域移行への支援

事業名	事業内容
①安心住まいの事業	自宅をバリアフリーに改造する場合に、費用の一部を助成します。
②市営住宅の活用	住宅弱者対策として、市営住宅に関する情報をわかりやすく周知します。
③住まいのバリアフリー化	住み慣れた家での生活を維持できるように住宅のバリアフリー化を支援します。
④グループホームの充実	グループホーム建設のため、空家情報の提供や市の遊休施設の有効活用などを検討します。
⑤入所施設退所の推進	魚沼圏域内での地域生活支援拠点の整備を図り、地域移行を推進します。

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

事業名	事業内容
①公共施設の整備	多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等、市施設の改善や整備を行い障がいのある人等にやさしいまちづくりを進めます。
②民間建築物の整備	安全・安心なまちづくりを目指した、民間建築物のバリアフリー化を推進します。
③安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを推進します。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や「障がい者用駐車スペース」の利用、マナー等について市民意識の啓発を行います。
④公共施設のバリアフリー化	公園や公共施設などの整備、改修時には障がいのある人の利用を想定してバリアフリー化の検討を進めます。
⑤交通機関のバリアフリー化	路線バスなどの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の観点からバリアフリー化を進めます。
⑥ユニバーサルデザインの導入と普及	障がいのあるなしに関わらず、使えるユニバーサルデザインの考え方について広報活動を行い、理解を求めるとともに福祉用具等、福祉の現場で使用される物についてユニバーサルデザインの考え方で作られたものを採用するよう努めます。

(3) 安全な交通の確保

事業名	事業内容
①交通安全教室の充実	障がいのある人に対し、学校教育や福祉サービスの中で交通安全に関心を持ってもらえるよう、交通安全教育や啓発活動を行います。また、福祉サービス事業所への周知を図ります。
②障がい者自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費を助成します。
③身体障がい者用自動車改造費助成事業	一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造の費用を助成し、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。
④移動の支援	屋外で移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。そのために、福祉サービス事業所と連携し、より良い環境整備を進めます。
⑤交通費助成事業	移動が極めて困難な重度障がいのある人にタクシー利用料金の一部を助成します。

(4) 防災、除雪対策の推進

事業名	事業内容
①市民の避難誘導体制の整備	障がいのある人や家族の非常時における安否確認体制や連絡通報体制、福祉避難所の整備に努めます。また、障がいのある人向けの防災ガイドマップや災害時要援護者台帳の整備を継続します。
②ファクシミリ等による119番通報	聴覚・言語機能障がいのある人のためにファクシミリ、eメールによる119番通報の普及を図ります。
③緊急時における通信方法の整備	通信会社との連携により、緊急情報の一斉配信などの連絡方法について研究を進め、視覚や聴覚に障がいがある人に対し、それぞれの状態に適した通信手段を検討します。

事業名	事業内容
④地域ぐるみの防災体制の整備	地域の自主防災組織を中心に、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。
⑤施設における防災体制の整備	施設の所有者や管理者に対し、障がいのある人の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導體制の確立を図るとともに防災・防火意識の高揚に努めます。
⑥要援護世帯除排雪援助事業	障がいのある人のいる世帯で条件を満たしている世帯について、冬季の除排雪に係る費用の一部を負担します。

(5) 防犯対策と消費者対策の推進

事業名	事業内容
①防犯組織の強化	自治会、町内会との連携により自主防犯組織の結成・育成を支援し、警察とも連携して見守り体制の強化を目指します。
②消費者対策の充実	振り込め詐欺などの被害に遭わないよう広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報の提供に努めます。

主要施策 2

情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいの有無及び状態に関わらず、必要なときに福祉制度や生活に関する様々な情報を入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

【方向性】

県内の自治体で「手話言語条例」の制定が進みつつありますが、本市においても、手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用促進を目的とした条例の制定を検討します。

また、障がいが原因で通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わる情報媒体や提供方法、体制などの充実を図るとともに、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

(1) 情報アクセシビリティの向上

事業名	事業内容
①音声データによる広報	「市報とおかまち」を音声データ化し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。
②障がいのある人向けの福祉ホームページの運用	障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をインターネットのホームページで提供できるよう取り組みます。
③福祉制度紹介パンフレットの作成	障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明した「十日町市の障がい者の福祉制度」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
④行政情報の周知	市のホームページや市報を活用して、年金・手当等の行政施策について、無年金者、未受給者の発生を防止するため市報等を通じて情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

事業名	事業内容
①手話奉仕員や要約筆記者の養成と派遣	聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を関係機関と連携し行います。また、個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
②同行援護の実施	視覚障がいのある人に対する同行援護事業を実施します。そのために必要な人材の確保に努めます。

主要施策3 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

【現状と課題】

近年、障がい者のための様々な制度改革が行われています。市内の障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に努めてきましたが、障がい者の高齢化が進んできており、今後の対応が課題となっています。また、サービスを支える障がい福祉サービス事業所において、人材の確保及びサービスの質の向上が課題となっており、制度の動向等も踏まえつつ、サービス基盤の確保や質の向上に資する対応について検討していく必要があります。併せて、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすための環境など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。

【方向性】

障がい者が地域で自立して生活する基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も、障がいの有無に関わらず市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むための様々な支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

(1) 障がいのある人の相談窓口と支援

事業名	事業内容
①身近な相談窓口の充実	身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、基幹相談支援センターを設置するとともに、市役所本庁・支所に窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実及び強化を図ります。 さらに、十日町圏域内の福祉施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支援を行います。
②障害者地域生活支援事業の充実	地域における日常生活や社会参加を支援するための在宅サービスの情報提供や、利用の助言を行う相談支援事業を継続します。また、県の障害者地域生活支援センターとの連携を図り、高度な相談支援にも対応します。

事業名	事業内容
③計画相談支援事業の充実	地域生活を支援するため個々の状況を把握し、それぞれに応じたサービス等利用計画作成、サービスの調整、モニタリングの見直しなどを行う計画相談支援を実施します。また、基幹相談支援センターと連携を図り、業務の均衡を図ります。
④民生委員・児童委員等との連携	地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発に努めるとともに、広報等により、その認知を高めます。 また、地域包括支援センターとの連携を図り、障がいのある高齢者への対応を検討します。

(2) 障がいのある人への福祉サービス

事業名	事業内容
①在宅サービスの充実	在宅生活を支援するサービスの充実を図ります。
②地域活動支援センター事業の充実	地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう創作的活動・生産活動の機会提供及び社会との交流の促進を図るために、必要な援助を行う地域活動支援センターに対し、健全な運営が図れるよう助成や指導を行います。
③当事者交流・活動の支援	相互交流と社会参加を促すため、自主グループ等への参加を呼びかけ社会復帰への支援に努めます。
④短期入所の充実	地域生活支援拠点の検討を進め、その充実を図り、家庭において家族の病気、冠婚葬祭等で障がいのある人を一時的に介護できない場合に、重度の障がいがあっても身近な施設で短期入所を行います。
⑤日中一時支援の充実	家族の就労支援及び一時的な休息を目的とし、障がいのある人に日中の活動の場を提供するとともに、サービス事業所の定員増を図ります。
⑥訪問入浴サービスの実施	家族による入浴介助が困難な人に対して入浴車を派遣し、入浴サービスを実施するとともに、サービス事業所の定員増を図ります。

事業名	事業内容
⑦日中活動の場の充実	社会参加を促進し、地域における障がいのある人への理解の増進を図るため各種施設の整備・充実に努めるとともに、サービス事業所の定員増を図ります。

(3) 障がいのある子への支援の充実

事業名	事業内容
①継続した相談支援体制の整備	教育委員会との連携を図り、乳幼児健診から保育園・幼稚園・就学に至るまでの発達段階に応じた、切れ目のない相談支援体制を整備します。
②児童発達支援事業の充実	主に未就学の障がいのある子の発達相談・療育訓練・支援者等の研修・家族支援を行い、早期支援を充実します。また、地域支援を含む児童発達支援センターの設置を検討します。
③放課後等デイサービスの充実	主に6歳から18歳までの障がいのある子の放課後や長期休業の訓練事業や居場所としてニーズが高いことから、サービス事業所の定員増を図ります。

(4) 補装具・日常生活用具の助成

事業名	事業内容
①補装具の助成	身体障害者手帳の交付を受けた人に補装具に係る費用の一部を助成します。
②日常生活用具の助成	在宅で障がいのある人に対し、日常生活用具に係る費用の一部を助成します。

(5) 経済的自立の支援

事業名	事業内容
①各種助成制度の周知	市のホームページ、市報等で重度心身障がい者医療費助成制度、心身障がい者医療費助成制度、自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療)、精神障がい者医療費助成事業、紙おむつ等購入費支給事業、重度心身障がい者交通費助成事業等の各種助成制度の周知を図り利用を促進します。

事業名	事業内容
②各種年金支給の周知	市のホームページ、市報等で周知を図り、障がいのある人に対する障害基礎年金等の周知を図り、支給事務を行います。

(6) 障がいのある人の権利擁護と意思決定支援の推進

事業名	事業内容
①日常生活自立支援事業の周知	判断能力が十分でない障がいのある人が地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業の周知・普及を図ります。
②成年後見制度の周知	自己決定権の尊重等を保護するものとして成年後見制度の周知を行い、法務の関係機関等との連携により適切な対応がなされるよう努めます。また、法人後見、市民後見の養成や活用を検討します。

(7) ボランティアへの参加促進

事業名	事業内容
①ボランティア活動の啓発	ボランティア育成講座を開催し、「自分ができることをできる範囲です」というような誰にでも気軽にできるボランティア活動の広報や、初心者向けのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動への理解を深めます。
②ボランティア活動の相談・支援	ボランティアの相談・登録・紹介・ボランティア保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。そのために、自立支援協議会でのボランティア管理等を検討します。

(8) 苦情処理と事業評価

事業名	事業内容
①苦情解決体制の整備	虐待や苦情等の相談窓口をホームページ、市報などで周知し、障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられる環境づくりを推進します。また、各施設における相談窓口と連携を図り、苦情解決体制を整備します。

事業名	事業内容
②情報開示の適切な運用指導	開示が義務付けられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導に努めます。
③福祉サービスの第三者評価	事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、自立支援協議会において客観的に評価するとともに、第三者機関の利用について検討します。

(9) 専門職種の養成・確保

事業名	事業内容
①日常生活を支援する人材の養成	障がいのある人の在宅生活を支援するホームヘルパーの養成を図ります。
②社会参加等を支援する人材の養成	障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者やスポーツ・文化活動等の指導者や支援者の養成を検討します。
③福祉に携わる職員の資質の向上	行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
④相談支援専門員の確保・育成	サービス等利用計画の作成が円滑に行われるようサービス提供事業者とも連携し、相談支援専門員の確保、育成を図ります。

主要施策4 保健・医療の推進

【現状と課題】

本市では、妊婦の健康診断から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った支援の取り組みを推進し、障がい者一人ひとりの保健・医療のニーズに応じた必要な情報提供や相談対応、また、障がいの要因となる疾病の予防や障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めています。

今後も、障がい者や難病患者などが、保健・医療・リハビリテーションなどの適切なサービスの提供を受け、健康を維持増進できるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代の全ての市民の健康づくりを推進していきます。

【方向性】

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健・医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

(1) 早期発見と早期治療、早期療育

事業名	事業内容
①疾病の予防	生活習慣病予防教室、転倒予防教室、自殺予防講演会などの健康教育により、市民の疾病に対する知識向上を図るとともに健康相談、健康診断などの様々な機会を通じて疾病の予防についての意識啓発を行います。
②乳幼児期の疾病の早期発見と早期治療の充実	乳児健診及び幼児健診について、受診勧奨を行い未受診を防ぐとともに、専門医による診察・指導を行い健診事業の充実を図り疾病の早期発見に努めます。また、受診により医療や経過観察が必要な場合の事後指導の充実を図ります。
③医療費の助成	障がいの原因となる疾病の治療及び経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
④生活習慣病の早期発見、早期治療の充実	健康診断や各種検診等により、要精検、要医療となった人に早期受診を勧めるとともに、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

事業名	事業内容
⑤早期療育の実施	障がいのある子及びその家族に対する専門的療育が相談地域の中で総合的に展開できるよう、専門的な療育機能を有する施設との連携を強化し、早期療育の実施に努めます。 また、障がいのある子の療育に関わる各機関の援助調整機能の強化や、保育園等巡回による「障がい児保育」への助言・指導を行い、地域における療育体制の充実を図ります。
⑥「重症心身障がい児療育体制」の整備	重度の障がいのある子の生活を支援する施設が少ないため、社会資源の有効活用を図り、障がい児通所支援事業等の充実、保護者の介護技術指導への取組等を促進します。
⑦歯科保健医療の推進	障がいのある人に対して、歯科健診や治療が必要な人への早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。 寝たきり等で受診が困難な人には歯科医師等による「訪問歯科健診事業」の利用を勧め、健診及び治療の速やかな実施を図ります。
⑧発達障がいの早期発見	保健師と発達支援センター、幼稚園・保育園及びこども園、小学校との連携により発達障がいの早期発見に努め、早期の対応を行います。
⑨医療費助成制度の周知	市報・ホームページ等を通して、各種医療費助成に関する情報の提供を図ります。

(2) 精神保健・相談支援体制の充実

事業名	事業内容
①相談支援体制の充実	専門医・臨床心理士による「こころの健康相談」を定期的 に開催するほか、保健所の相談員や市の保健師が随時相談を受け、適切な支援を行います。また、地域の医療機関や相談支援事業者との連携を図ります。
②社会的ひきこもり等への支援	思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりへの取組みとして、相談支援ネットワーク会議の開催や各関係団体との連携により当事者や家族への支援を行います。
③保健活動における心の健康に対する取組み	保健活動において、心の健康についての講演会や健康相談などを実施します。

(3) 難病・高次脳機能障がい・発達障がい対策

事業名	事業内容
①難病対策の推進	障がいのある人や高齢者の福祉制度に該当しない難病患者に対して、在宅での日常生活の支援を行う難病患者等居宅生活支援事業を行います。
②高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの実態を把握し、支援について検討します。
③発達障がい等への対応	心身に発達遅れのある子に対して、早期の療育や生涯を通じた一貫した対応に努めます。発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握と関係者とのネットワークの構築を行います。
④児童発達支援の充実	心身に発達遅れのある子に対して行う、基本的な生活習慣の指導や社会生活への適応力を深めるための指導のより一層の向上を目指し、児童発達支援における専門性の確保など事業の充実を図ります。

(4) 精神障がい者に関わる地域移行の促進

事業名	事業内容
①精神障がい者の地域移行の促進	精神障がい者に対し、生活訓練事業などを活用した自立への支援を行うとともに、地域での受け入れのための居住施設、就職先などの環境づくりに努めます。
②地域における適切な医療の確保	精神障がい者が地域において適切な医療が受けられるよう、本人や家族に周知するとともに医療機関に依頼します。

主要施策5 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重される存在です。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が進んでいるとは言えない状況です。障がいや疾病等に対する理解の促進について、主に広報紙やホームページを活用した情報発信や市民交流の機会などを通じて行っているものの、十分に浸透しているとは言えません。

また、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

また、同年5月には認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

【方向性】

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、障がい者の尊厳と権利が守られるよう、障害者差別解消法等の理念を啓発し、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図る必要があります。

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

(1) 差別の解消と障がいに対する理解の促進

事業名	事業内容
①障がい者への差別解消や虐待予防への対応	市民に対して障がい者への差別解消や虐待予防の啓発を図るとともに、不当な差別や虐待を受けた障がい者が適切な支援や保護を受けられる体制の充実を図ります。 また、差別解消及び虐待防止を推進するための対応要領を活用するとともに、必要な合理的配慮を推進します。
②合理的配慮の提供などに関する啓発	地域における合理的配慮の提供や障がい者に対する身近な差別の解消を促進するため、市民や事業主等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発を行います。
③インターネット・FMラジオ等による啓発広報・情報の提供	情報メディアを活用して、障がい福祉政策について、啓発広報を行います。
④市報による啓発広報の実施	「市報とおかまち」を利用して、障がいに関する情報の掲載と啓発広報を行います。
⑤精神障がいについての理解の普及・啓発	精神障がいについて、正しい理解の普及・啓発広報活動を行います。
⑥講演会や啓発イベントの開催	市民講演会や福祉団体等の各種行事を利用し、障がいや障がいのある人についての周知を図るなど、広く市民意識の高揚を図ります。
⑦「障がい者週間」への参加促進	障がいのある人の社会参加を支援する視点から、「障がい者週間」の全国や県全体の動向にあわせて、民間団体等の参画を促し、広く障がいのある人の活動について、理解を求めます。

(2) 理解と交流の促進

事業名	事業内容
①人権に関する学習の推進	市民の人権意識の高揚を図るため、イベント、講演会等の開催等を通じて、障がいのある人の問題をはじめとする様々な人権問題をテーマにした、人権に関する学習を推進します。
②障がいのある子とない子の交流活動の推進	放課後児童クラブ、教育委員会等と連携するなど、障がいの有無に関わらず、違いを認め、尊重しあう人間関係を育むことを目指し、障がいのある子とない子の交流活動を推進します。

(3) 選挙と政策決定への参加

事業名	事業内容
①選挙情報の提供	障がい者用の各種啓発物資の配布が行き届くよう、関係機関と調整します。 また、障がい者の状況に配慮した広報活動により制度の周知に努め、障がい者の選挙権行使の機会を確保します。
②投票所の対策	投票所管理者等関係先と協議し、必要かつ可能な限り障がい者のための投票環境改善に努めるとともに、すでにバリアフリー化している期日前投票所の利用を促進します。 また、障がい者の投票方法については、国、県及び選挙管理委員会連合会からの情報を収集し、実現可能な要望があれば他市と連携して提案します。
③各種審議会等への参加の配慮	市の政策を方向付ける各種審議会等への参加に対し、ソフト・ハードの両面に渡り、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を検討します。

主要施策6 就労と所得の向上

【現状と課題】

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要です。障害者雇用促進法の改正等により障がい者雇用の一層の促進が図られ、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど障がい者雇用対策の各施策が推進されています。今後も、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場の充実を図り、総合的な支援を行っていくことが必要です。

【方向性】

雇用・就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは生きがいにもつながります。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、関係機関との連携を図り総合的な支援を推進します。

(1) 社会的、職業的自立の促進

事業名	事業内容
①社会的及び職業的自立の促進	市内では本格的な社会参加を進める「就労継続支援A型」の整備が進んでいないため、関係事業所や周辺市町、県などとも連携し、施設の誘致や整備などに努めます。そのために、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所と連携し、サービス利用者の就労への意識の促進を図ります。

(2) 障がいのある人の雇用の場の促進

事業名	事業内容
①事業主への啓発	障がい者雇用促進月間（9月）などを中心に市内の事業主に対して障がいのある人の雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。また、ハローワーク、就業・生活支援センターと連携して事業主への啓発を行います。
②雇用環境の整備促進	雇用環境を整備するため、各事業所に対し、障がいのある人の状態に応じた適切な対応がとれるよう情報提供や相談・指導に努めます。そのために、ハローワーク、商工会議所等と検討を行います。
③グループ就労や短時間就労の促進	障がいの特性や個人の日々の状況に応じて、柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。そのために、ハローワーク、商工会議所等と検討を行います。
④各種助成制度の周知徹底	市のホームページ及び市報等を活用し、また、関係機関と連携しながら「障害者雇用納付金制度」に基づく助成や「特定求職者雇用開発助成金制度」などを活用し、雇用を促進するよう各種制度の周知徹底を図ります。
⑤障がい者雇用事業所への支援	市が行う物品調達やシルバーポストカード作成、公園管理・清掃などの業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている事業所に対し、優遇措置を検討します。
⑥職場定着と継続就労への支援	就労先に出向き障がいのある人と企業の双方に定着指導を行う就労援助指導員（ジョブコーチ）の派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。また、ハローワーク、就業・生活支援センターと連携し、就労定着支援等のサービスを利用しながら支援を行います。

(3) 総合的な支援施策の推進

事業名	事業内容
①求人・求職者情報の提供	ハローワーク、就業・生活支援センターとの連携を図り、情報機器等を活用した検索情報の充実を関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。
②職業リハビリテーションの促進	障害者職業能力開発校等の紹介を促進するために、就業・生活支援センター、ハローワーク等と相談、検討します。

主要施策7 教育と文化・スポーツの推進

【現状と課題】

障がいのある子の個性を尊重し、それが発揮されるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のために必要な力を養うためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じ、きめ細かな教育・療育が求められます。また、子どもの育成や教育に関して様々な悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長にあわせた教育環境の整備が求められています。

また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーション等を行うことができる環境の更なる整備が求められています。その基本には、障がい者が参加しやすいものであるよう配慮が必要とされます。今後も、各種団体等と連携を図りながら、身近な地域での地域活動に参加することができるよう、必要な環境を整えていくことが必要です。

【方向性】

障がいのある子の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を**行い**、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていくとともに、障がいのある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障がいのある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

さらに、障がいのある人が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

(1) 教育・保育の充実

事業名	事業内容
①特別支援教育の充実	教育委員会と連携し、障がいのある子の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもとで適切な教育を行うことで能力や可能性を最大限に伸ばして、自立する人間の育成に努めます。 また、相互理解を深めるため福祉教育や交流活動及び共同学習の充実を図ります。
②教職員への特別支援教育理解の啓発	教育委員会と連携し、市内の特別支援学級・特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童・生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の共通理解を深めるよう啓発していきます。
③インクルーシブな教育の環境の充実	教育委員会と連携し、障がいのある子とない子が共に学ぶ機会の充実を目指すインクルーシブの考え方に沿った交流の場や共に学ぶ場の整備を進めます。
④交流及び共同学習の推進	教育委員会と連携し、人間尊重の精神を養い、心豊かで思いやりのある人間を育てることをねらいに、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒や地域社会の人たちが交流及び共同学習を行うことで、互いに同じ社会を構成する一員であるという意識を育むよう努めていきます。また、特別支援学校と併設する小学校の児童とともに学び活動をする取組を進めます。
⑤学校教職員、保育園保育士への研修	教育委員会、子育て支援課及び発達支援センターと連携し、学習障がい・注意欠陥・多動性障がい研修会などを実施し、教職員や保育士等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。
⑥人権教育の推進	インクルーシブな社会を根底に据え、お互いの違いを認め合い、お互いを尊重し合い、共により良い社会を築いていける人権教育を障がいのある子にもない子にも行います。
⑦教育支援員	教育委員会と連携し、知的障がいや身体障がいのほか、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症等の発達障がいと考えられる児童・生徒の学級に対して一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように教育支援員の配置に努めます。

事業名	事業内容
⑧放課後児童クラブの充実	<p>子育て支援課、発達支援センターと連携し、放課後や長期休暇中において障がいのある子の健全育成と保護者の負担軽減を図るため、「放課後児童クラブ」等の充実に努めます。</p> <p>保護者が昼間家庭にいない就学児の放課後における健全な育成を目的とした対策を検討したいと考えています。</p> <p>また、長期休暇中において障がいのある子の生活リズムを保持し保護者の負担を軽減するため関係施設やNPO、ボランティア等と連携を図りながら、障がいのある子を預る「障がい児通所支援」の充実に努めます。</p>
⑨「障がい児保育」の充実	<p>子育て支援課、発達支援センターと連携し、専門機関が有する障がいのある子の処遇の知識・技術を保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図り加配保育士を配置するなど、保育園等での障がいのある子を受け入れます。</p>
⑩「障がい児教育」のための環境整備	<p>教育委員会、発達支援センターと連携し、障がいのある子の就学を促進するため、トイレの改修、スロープ設置、階段昇降機設置、拡大本の貸与等の施設・設備の改善や環境の整備を進めます。</p>

(2) 指導力の向上と研究の推進

事業名	事業内容
① 職員研修の充実	<p>教育委員会、発達支援センターと連携を図り、幼稚園、保育園、こども園及び学校全体で障がいのある子を受け止め、共通理解の下に適切な教育が展開できるよう教職員の研修や専門講座を実施します。</p>
②手話や点字に通じた教職員の確保	<p>教育委員会、発達支援センター、さらには県やNPOなどと連携し、教職員に対し手話や点字について研修する機会を整備していきます。</p>
③発達障がいのある子への理解推進	<p>教育委員会、発達支援センターと連携を図り、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子への理解啓発を推進します。</p>

事業名	事業内容
④ 専門職員の配置・研修	教育委員会、発達支援センターと連携を図り、臨床心理士や社会福祉士等を配置し、適切な支援が行えるよう努めます。

(3) 一貫した相談支援体制の整備

事業名	事業内容
① 育児相談・健康診査の充実	教育委員会、健康づくり推進課、子育て支援課、発達支援センターと連携し、乳幼児健診や育児相談、療育教室等の充実を図ります。
② 療育相談	家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、教育委員会、健康づくり推進課、子育て支援課、発達支援センターと連携し、未就学児童の発達・療育・心理・言語・就園・就学相談を行います。
③ 就学支援委員会	教育委員会、健康づくり推進課、子育て支援課、発達支援センターと連携し、保護者の意見を踏まえつつ、障がいのある子一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学のために調査・審議を行います。また、医療・保健・福祉・教育等の専門家チームによって乳幼児期から学校卒業までを見通した個別の教育計画の策定に取り組みます。
④ 教育相談体制の充実	教育委員会、健康づくり推進課、子育て支援課、発達支援センターと連携し、就学児童の療育・教育上の諸問題について保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、医療・保健・福祉・教育等の専門家チームによる就学相談のための特別支援ネットワークの整備に取り組みます。
⑤ 進路指導の充実	教育委員会、健康づくり推進課、子育て支援課、発達支援センターと連携し、一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、就労等の関連部門が連携し、進路指導の充実を図ります。

(4) 福祉教育等の推進

事業名	事業内容
①職員等への啓発	教育委員会、発達支援センターと連携し、職員等への研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
②共に学ぶ教育の推進	教育委員会、発達支援センターと連携し、障がいのある子どもとともに学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの普及を図ります。
③公共サービスに携わっている者への啓発	公共サービスに従事する者に対して啓発や研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。
④体験・ふれあい事業	教育委員会と連携し、小・中学校のボランティア活動などで、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。

(5) 文化芸術、スポーツ活動の推進

事業名	事業内容
①文化芸術・スポーツ活動への支援	文化芸術、スポーツ活動の指導者やボランティアを養成し、必要に応じて障がいのある人への紹介や派遣を検討します。また、障がいのある人の文化・スポーツ団体等の育成を図ります。
②体育施設等のバリアフリー化	文化・スポーツ活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。
③障がいのある人の文化芸術・スポーツ行事の開催支援	本人とその家族や地域住民が集まり、文化芸術・スポーツ活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大会に支援を行います。

第2編 第5期十日町市障がい福祉計画

第1期十日町市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び

障がい児福祉計画の基本的な考え方

1. 計画の策定にあたって

市では、障がい者の権利擁護とサービスの選択と自己決定を基本として、福祉施設から地域生活への移行を進めるため、十日町市障がい福祉計画を策定し、4期12年間、本計画に沿って、相談支援や就労支援、地域生活支援の拠点づくりなどに取り組んできたところです。また、十日町市地域自立支援協議会において十日町市・津南町障がい福祉関係機関連絡調整会議などの関係機関や関係事業所等と協力体制を構築し、市の福祉の質の向上を目指して、体制の整備に取り組んできました。

また、この期間、国の障がい者に対する基本的な施策は従来の措置中心の施策から、「障害者自立支援法」を経て「障害者総合支援法」を成立させ、障がい者の意思決定を重視したサービスの充実や差別の解消、施設から地域生活への移行と日常生活及び社会生活の向上を目指した施策へと変化してきました。

平成25年度には、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者雇用促進法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など基本となる法律等も整備され、さらに、本計画策定の根拠となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」も次期計画にあわせ改正されたところです。また、障がい者と関連する地域包括ケアシステムの強化や医療・介護の連携など介護保険法の改正も合わせて行われています。

第4期計画の満了期を迎えることから、こうした新たな国の制度改正にあわせて、第5期十日町市障がい福祉計画及び第1期十日町市障がい児福祉計画を策定することとなりました。

2. 基本的理念

第5期十日町市障がい福祉計画及び第1期十日町市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、国から示された策定の指針に従って、本市の障がい福祉の実情と保健・医療・教育等の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動及び文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な

障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

(3) 施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせたきめ細かい支援体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が、「地域」「暮らし」「生きがい」を共に創り、意識を高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな成長のための発達支援

障がいや発達障がいのある幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健・医療・保育、教育・就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立を避け、健やかな成長を図っていくための発達支援を強化します。

3. 新たな施策の方向

新たな障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、国から新たに実施すべき事業として掲げられている事業の主な事項について、今後、市として事業実施について検討を進めます。

(1) 地域生活を支援する自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホームからひとり暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、一定の期間を通じて定期的な訪問や随時の対応により支援サービスを行う自立生活援助が創設されます。

(2) 就労定着支援の創設

就労移行支援を利用し、一般就労へ移行する障がい者が増える中で、就労と生活の両立を支援するための就労定着支援が創設されます。

(3) 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することで、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援ができることとなります。

(4) 居宅訪問による児童発達支援の実施

今までの障がい児支援の中心は通所支援を基本としてきましたが、外出が著しく困難な重度の障がい児に対して発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

(5) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

(6) 補装具費等の支給範囲の拡大

特に障がい児の場合など身体機能を補完・代替する補装具について、成長に伴って短期間の交換が必要となる場合について「購入」を基本としながらも、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給対象となります。

(7) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と

利用者負担軽減措置の検討

障がい福祉サービスを受けてきた高齢障がい者が介護保険を利用する場合に、新たに介護保険の利用者負担(1割負担)が発生することから、一定の高齢障がい者に対し、利用者負担を軽減します。

第2章 第4期障がい福祉計画の検証

1. 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の入所者数は平成25年度末が86人であったものが、平成28年度末現在で70人となり、16人（18.6%）の減少となり、ほぼ目標値に近い数値となりました。一方で、グループホーム等への地域生活移行者数はゼロとなっています。

○基本指針：平成29年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標と実績

項目	数値		備考
	目標	実績	
平成25年度末時点の入所者数（A）	—	86人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	67人	70人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み （ $C = A - B$ ） 削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	19人 22.1%	16人 18.6%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数（D） 地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	22人 25.6%	0人 0%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

※実績値は平成28年度

(2) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点整備については、平成29年度末現在で検討中です。

○基本指針：平成 29 年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 地域生活支援拠点の整備と実績

項 目		整備の有無
平成 29 年度末時点での地域生活支援拠点	目標	継続検討
	実績	無

(3) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行は 4 人を目標としましたが、平成 28 年度の実績は 3 人でした。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標と実績

項 目	数 値		備 考
	目標	実績	
平成 24 年度の一般就労移行者数 (A)	—	4 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	4 人 1 倍	3 人 0.75 倍	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、15人でしたが、平成29年度末の利用者数は9人で、平成25年度の64.3%にとどまっています。

○基本指針：平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目標	実績	
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数（A）	—	14人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数（B）（ $B = A \times 1.08$ ）	15人 108%	9人 64.3%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を3割以上とする事業所数は平成28年度末において1事業所となっており、目標値は達成されています。

○基本指針：平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成 29 年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	2 箇所	2 箇所	平成 29 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	1 箇所	平成 29 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合 (B/A)	50 %	50 %	平成 29 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

※実績値は平成 28 年度

2. 障がい福祉サービス

(1) 評価の概観

障がい福祉サービスの事業ごとに、目標としていた利用人数に対して実際の利用者数がどの程度の割合となっているか、平成29年度の推計値からその達成度をみると次表のとおりとなっています。日中活動系のサービスと居住系のサービスの達成度が高くなっており、地域移行を支援する訪問系のサービスは、重度障がい者に対するサービスの利用がないなど低調となっています。

第4期計画で新たに記載された障がい児に対するサービスは、障がい児相談支援が100%を超え、高いニーズがみられますが、サービス提供の体制は今後の課題として残されています。

未着手の事業は、事業所の体制が整っていない事業が目立っています。

図表 障がい福祉サービスの人数ベースで見る達成度（平成 29 年度）

(単位：事業数)

評価	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障がい児
A 100%超		2	1		1
B 75~100%		3	1	1	1
C 40~74%	2	4			1
D 40%未満	1	1		2	
未着手	2				1

図表 各サービスの達成度（人数ベース平成29年度：推計値）（単位：％）

サービス名	達成度	サービス名	達成度
訪問系		日中活動系	
居宅介護	61.9%	生活介護	88.6%
重度訪問介護	0.0%	自立訓練(機能訓練)	400.0%
同行援護	50.0%	自立訓練(生活訓練日中)	90.0%
行動援護	0.0%	自立訓練(生活訓練夜間)	52.9%
重度障害者等包括支援	未着手	就労移行支援	58.3%
居住系		就労継続支援A型	51.5%
共同生活援助	92.4%	就労継続支援B型	91.9%
施設入所支援	103.0%	療養介護	106.3%
障がい児		短期入所(福祉型)	39.3%
児童発達支援	59.1%	短期入所(医療型)	70.0%
放課後等デイサービス	90.9%	相談支援	
保育所等訪問支援	未着手	計画相談支援	87.0%
障がい児相談支援	170.0%	地域移行支援	0.0%
		地域定着支援	0.0%

（2）訪問系サービス

居宅介護については、入所施設からグループホームへの移行がなかったこともあり、平成28年度の実績は見込量の63人に対し39人とどまり、時間数も586時間に対し392時間となりました。平成29年度も見込量を下回るものとみられます。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援等の重度の障がい者の利用希望はありましたが、対応できる事業所を確保することができず、サービス提供体制を整備することができませんでした。

同行援護は、平成28年度で4人の利用を見込みましたが、利用者は半数の2人で14時間の利用でした。見込量は下回っていますが、平成29年度は3人が利用しており、利用者数は増加してきています。

図表 訪問系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	見込量	時間	474	586	688
		人	51	63	74
	実績	時間	280	392	462
		人	33	39	46
重度訪問介護	見込量	時間	240	240	240
		人	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0
同行援護	見込量	時間	24	32	40
		人	3	4	5
	実績	時間	2	14	21
		人	1	2	3
行動援護	見込量	時間	10	10	10
		人	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0
重度障がい者等包括支援	見込量	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

(3) 日中活動系サービス

生活介護は、平成28年度の利用人数の見込みは158人でしたが、実績はやや少ない140人、利用日数は2,854人日でした。平成29年度も見込よりやや少なくなっています。

療養介護は、平成28年度、平成29年度ともに、利用人数16人の見込みに対し17人となっており、ほぼ見込量のとおりとなっています。

短期入所（福祉型）は、平成28年度の利用人数の見込みは28人でしたが、11人の利用となっています。また、医療型も10人の見込量に対し7人でした。平成29年度は、福祉型は増加しましたが、医療型は前年度より少なくなりました。

このように日中活動系サービスのうち生活支援に係わるサービスの利用はやや低迷しています。

自立訓練の機能訓練については、平成28年度の見込量、利用人数1人に対し4人で40人日の利用がありました。平成29年度も1人の利用となっています。生活訓練は、日中は平成28年度の見込量、利用人数10人に対し、9人の利用となりほぼ見込どおりとなり、さらに平成29年度は見込量の14人を超える15人の利用が見られます。一方、夜間は17人の見込量に対し、平成28年度の実績は半数程度の9人、平成29年度は14人となっています。

図表 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量	人日	2,789	3,081	3,237
		人	143	158	166
	実績	人日	3,060	2,854	3,180
		人	136	140	156
療養介護	見込量	人	16	16	16
	実績	人	15	17	17
短期入所（福祉型）	見込量	人日	136	190	245
		人	20	28	36
	実績	人日	83	91	102
		人	26	11	17
短期入所（医療型）	見込量	人日	54	68	81
		人	8	10	12
	実績	人日	21	38	30
		人	9	7	5
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日	10	10	10
		人	1	1	1
	実績	人日	6	40	40
		人	1	4	4
自立訓練（生活訓練） 日中	見込量	人日	160	160	224
		人	10	10	14
	実績	人日	157	145	270
		人	9	9	15

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（生活訓練） 夜間	見込量	人日	517	517	517
		人	17	17	17
	実績	人日	318	265	420
		人	11	9	14

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成28年度で12人の利用を見込みましたが、7人とどまり、ひと月当たりの利用量も110人日と見込量の半数程度となっています。平成29年度の利用者は9人で、141人日とやや増えています。また、就労継続支援A型も平成28年度は見込量33人に対し17人の利用でこちらも半数となっていますが、平成29年度は7人増え、24人が利用しており、利用者は大きく伸びています。

就労継続支援B型については、平成28年度の見込量235人に対し、216人が利用しており、見込どおりの高い利用率となっています。また、平成29年度は227人が利用しています。

図表 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	見込量	人日	193	232	290
		人	10	12	15
	実績	人日	172	110	141
		人	9	7	9
就労継続支援A型	見込量	人日	570	696	781
		人	27	33	37
	実績	人日	370	369	528
		人	18	17	24
就労継続支援B型	見込量	人日	3,863	4,183	4,503
		人	217	235	253
	実績	人日	3,712	4,146	4,357
		人	208	216	227

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

(4) 居住系サービス

共同生活援助については、平成28年度の利用者は134人、平成29年度は142人となっており、見込量よりやや低いものの精神科病院入院者の地域移行や、施設入所者の地域移行による利用者増加が見込まれます。

一方、施設入所支援は、施設入所者の地域移行により、減少を見込んでおり、平成28年度では66人の見込に対し70人となっています。

図表 居住系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	120	145	161
	実績	人	102	134	142
施設入所支援	見込量	人	74	66	67
	実績	人	82	70	68

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

(5) 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援については、平成28年度で77人の利用を見込みましたが、実績は67人となっています。また、地域相談支援は地域移行支援、地域定着支援ともに平成28年度は実績がありません。平成29年度についても見込はありません。

図表 計画相談支援・地域相談支援の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	見込量	人	70	77	83
	実績	人	43	67	80
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量	人	5	5	5
	実績	人	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量	人	3	3	3
	実績	人	1	0	0

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

(6) 障がい児支援（児童福祉法）

児童発達支援については、平成28年度で93人の利用見込量に対し、55人と約6割の利用となりました。さらに平成29年度の見通しは20人で、100人日の利用となり、人数が減少した一方で、一人当たりの利用日数は増えていきます。放課後等デイサービスは、平成28年度で22人の見込量に対し20人が利用しており、概ね見込量どおりの利用となりました。平成29年度の利用人数は20人と横ばいで推移しましたが、利用日数は268人日と大きく増加しています。

一方、障がい児相談支援は平成28年度の20人の見込量に対して34人が利用しており、見込量を大きく超えましたが、平成29年度は20人の見通しとなりました。

図表 障がい児支援の見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援(福祉型)	見込量	人日	166	186	186
		人	83	93	93
	実績	人日	105	98	100
		人	45	55	20
児童発達支援センター	見込量	箇所	0	0	0
	実績	箇所	0	0	0
放課後等デイサービス	見込量	人日	160	220	250
		人	16	22	25
	実績	人日	178	170	268
		人	14	20	20
障がい児相談支援	見込量	人	18	20	21
	実績	人	14	34	20

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

3. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進啓発事業は、市街地に開設した障がい者拠点施設において実施されています。

図表 理解促進研修・啓発事業の見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・ 啓発事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

(2) 自発的活動支援事業

過去に事業申請はありませんが、家族等の申請を受け実施します。

図表 自発的活動支援事業の見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援 事業	見込量	実施の有無	無	無	無
	実績	実施の有無	無	無	無

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

(3) 相談支援事業

相談支援事業（基本相談）は、サービス等利用計画作成の本格稼働の他、発達障がいや引きこもりの人、複数の障がい者がいる家庭の増加などで平成29年度には相談件数が増加していますが、見込量を下回る推移となっています。

基幹相談支援センターについては、既存の地域資源の有効活用も含め継続検討中です。

図表 相談支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業 (基本相談)	見込量	人	630	690	750
	実績	人	610	608	650
基幹相談支援センター	見込量	箇所	継続検討	継続検討	継続検討
	実績	箇所	継続検討	継続検討	継続検討
住宅入居等支援事業	見込量	実施の有無	無	無	無
	実績	実施の有無	無	無	無

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化していますが、実績はありません。

図表 成年後見制度利用支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	人	1	2	2
	実績	人	0	0	0

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施予定団体等の申請を受け実施します。平成29年度より1団体が登録しています。

図表 成年後見制度法人後見支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施の有無	無	無	無
	実績	実施の有無	無	無	無

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(6) 意思疎通支援事業

市役所本庁では聴覚障がいのある人等が来庁した際のコミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置しています。手話通訳者設置事業は1人となっています。

手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業の平成28年度の実績は実利用人数19人、派遣見込み延べ人数175人となっており増加傾向にあり、平成29年度は20人で延べ180人が利用しています。

図表 意思疎通支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	見込量	実利用人数	20	21	22
		派遣見込み延べ人数	180	185	190
	実績	実利用人数	16	19	20
		延べ人数	161	175	180
手話通訳者設置事業	見込量	実設置見込み人数	1	1	1
	実績	設置人数	1	1	1

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(7) 日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具、自立生活支援用具及び在宅療養等支援用具については見込みを上回っていますが、他の用具では見込量を下回っています。

図表 日常生活用具給付等事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	見込量	件	3	3	3
	実績	件	10	6	6
自立生活支援用具	見込量	件	12	12	12
	実績	件	11	14	14
在宅療養等支援用具	見込量	件	5	5	5
	実績	件	12	13	13
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	10	10	10
	実績	件	7	9	9
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,400	1,450	1,500
	実績	件	1,320	1,292	1,310
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	6	6	6
	実績	件	7	1	1

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

見込み量を上回る養成研修修了者がおり、手話に対する関心が広まっています。

図表 手話奉仕員養成研修事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	見込量	養成研修修了見込み者数 (登録見込み者数)	5	5	5
	実績	養成研修修了者数	4	13	6

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(9) 移動支援事業

利用人数は見込みを上回っていますが、延べ利用時間は見込みを大幅に下回っています。

図表 移動支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	見込量	実利用見込み者数	23	24	25
		延べ利用見込み時間	1,173	1,224	1,275
	実績	実利用人数	25	27	27
		延べ利用時間	1,092	593	600

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

事業所数は市内2箇所、市外1箇所となっています。市内分利用者は見込み量を下回っていますが、市外分利用者は見込どおりとなっています。

図表 地域活動支援センター事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内分	見込量	実施見込み箇所数	2	2	2
		実利用見込み人数	170	175	180
	実績	実施箇所数	2	2	2
		実利用人数	158	160	160
市外分	見込量	実施見込み箇所数	1	1	1
		実利用見込み人数	3	3	3
	実績	実施箇所数	1	1	1
		実利用人数	3	3	3

※年間利用分。平成29年度は見込値。

(11) その他事業

① 訪問入浴サービス事業

利用件数は横ばいとなっておりますが、見込み量を大きく下回っています。

図表 訪問入浴サービス事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	見込量	件	430	480	530
	実績	件	305	297	300

※年間利用分。平成29年度は見込値。

② 日中一時支援事業

利用者数及び利用時間ともに横ばいとなっており、見込み量よりやや少なくなっています。

図表 日中一時支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	見込量	人日	22	27	32
		時間	3,830	4,700	5,570
	実績	人日	22	25	25
		時間	4,104	4,268	4,300

※年間利用分。平成29年度は見込値。

③ 更生訓練費給付

更生訓練費給付は利用がみられませんでした。

図表 更生訓練費給付の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付	見込量	件	1	1	1
	実績	件	0	0	0

※年間利用分。平成29年度は見込値。

④ 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業

自立した生活の為、自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業の利用は年々増加しています。

図表 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業	見込量	件	11	12	13
	実績	件	5	6	7

※年間利用分。平成29年度は見込値。

⑤ 生活支援事業

利用者は、年によって増減がありますが、見込みどおりの利用となっています。

図表 生活支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援事業	見込量	人	17	18	19
	実績	人	20	17	19

※年間利用分。平成29年度は見込値。

⑥ 障がい者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援をする為、パンフレットを作成し配布を行うほか、一時避難居室を確保しいつでも対応できるようにしています。

第3章 第5期計画による障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、研修及び育成により居宅介護職員の確保に努めるとともに、ボランティアの募集、育成により、不安なく地域生活へ移行できる体制を整備し、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は2人、地域生活移行者数は7人を目標とします。

○基本指針：平成32年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数 (A)	70人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	68人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C) ($C = A - B$) 削減率($\text{イ} = C / A \times 100$)	2人 2.9%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	7人 10%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置し、関係機関との協力により、その充実を図ります。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有

(3) 地域生活支援拠点等の整備

24時間365日の相談対応及び緊急時の受入れ体制を整えるため、複数の法人組織共同での地域生活支援拠点整備を目指します。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 地域生活支援拠点の整備の目標

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

平成32年度における福祉施設から一般就労への移行として、5 人を目標とします。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数 (A)	3 人	平成 28 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	5 人 1.7 倍	平成 32 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

②就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、11人とします。

○基本指針：平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	9 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1. 2)	11 人 122. 2 %	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を 3 割以上とする事業所の割合を 5 割以上とすることとし、1 事業所を目標とします。

○基本指針：平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標

項目	数値	備考
平成32年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	2 箇所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数
平成32年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	50 %	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

④就労定着支援利用による職場定着率

就労定着支援利用による職場定着率を、平成32年度には80%以上とすることを目指します。

○基本指針: 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労定着支援利用による職場定着率の目標

項目	数値	備考
平成30年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A)	1 人	平成30年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	0 人 0.0 %	平成30年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数 <u>(※平成30年度は該当者なし)</u>
平成31年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A1)	1 人	平成31年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B1) 目標値 = (A1/B1)	1 人 100 %	平成31年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数
平成32年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A2)	1 人	平成32年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B2) 目標値 = (A2/B2)	1 人 100 %	平成32年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの体制を整備します。また、保育所等訪問支援の提供体制を構築します。

○基本指針：平成32年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設置する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

図表 障がい児支援の提供体制の目標

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	0箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

※現在市が運営している児童発達支援事業所「十日町市発達支援センターおひさま」において、児童発達支援センターとして担うべき役割と同様の支援を行っているため、それを継続していくとともに、これまで培ったノウハウを活かし、圏域での児童発達支援センターの設置に協力します。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について検討します。

○基本指針：平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	整備の有無
平成 30 年度末時点での協議の場の設置	有

2. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障がい支援区分1以上の人。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障がい支援区分4以上で所定の項目に該当する人。
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 対象者：障がい支援区分は用いず、支給対象者を特定するための独自の評価指標に該当する人。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障がい支援区分3以上で所定の項目に該当する人

事業名	内容等
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、サービスを包括的にを行います。 対象者：障がい支援区分6で所定の項目に該当する人。

②サービス見込量

居宅介護については、アンケート等からニーズ量を算出し、平成32年度で54人、540時間の利用を見込みます。

重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援については、利用希望はあるが、対応できる事業所の整備が進んでいないため、利用を見込みません。

同行援護は、現況の利用状況を勘案し、平成32年度で3人、21時間の利用を見込みます。

図表 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	時間	460	500	540
	人	46	50	54
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	21	21	21
	人	3	3	3
行動援護	時間	2	2	2
	人	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。

今回、第5期計画にあわせ就労定着支援が新たに加われました。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障がい支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人及び年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人を対象とします。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労が可能であり、利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業名	内容等
就労定着支援	週の所定労働時間が 20 時間かつ契約期間が 1 月以上の雇用契約により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障がい支援区分 6 の人及び筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人であって障がい支援区分 5 以上の人を対象とします。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障がい者支援施設等で実施する「福祉型」と、病院・診療所・介護老人保健施設等で実施する「医療型」があります。「福祉型」は、年齢が 18 歳以上で障がい支援区分が 1 以上である人及び障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分 1 以上に該当する児童が対象で、「医療型」は、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者を対象とします。

②サービス見込量

生活介護は、微増を見込み、平成32年度で利用人数を175人、利用日数を3,570人日見込みます。

自立訓練の機能訓練は、平成32年度で利用人数を 5 人、利用日数を50人日、また、生活訓練（日中）については、12人、264人日を見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成32年度で11人を目標とします。

就労継続支援については、事業所の増加を考慮することにより、A型は、平成32年度に42人、911人日の利用を見込むこととし、B型については255人、4,870人日の利用を見込みます。

新事業の就労定着支援は、平成32年度で利用人数1人を見込みます。

療養介護は、平成32年度で利用人数20人を見込みます。

短期入所は、増加を見込み、平成32年度で利用人数26人、156人日の利用を見込みます。

図表 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日	3,468	3,508	3,570
	人	170	172	175
自立訓練（機能訓練）	人日	40	50	50
	人	4	5	5
自立訓練（生活訓練：日中）	人日	242	264	264
	人	11	12	12
自立訓練（生活訓練：夜間）	人日	360	360	360
	人	12	12	12
就労移行支援	人日	198	220	242
	人	9	10	11
就労継続支援 A 型	人日	802	868	911
	人	37	40	42
就労継続支援 B 型	人日	4,335	4,679	4,870
	人	227	245	255
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	18	19	20
短期入所（福祉型）	人日	102	114	120
	人	17	19	20
短期入所（医療型）	人日	30	36	36
	人	5	6	6

※各年度月平均利用分。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

現在、住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援がありますが、今回、自立生活援助が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを行います。
共同生活援助	障がいのある人が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② サービス見込量

新規事業の自立生活援助については、平成32年度に1人の利用を見込みます。

共同生活援助は施設の新規整備をはかり、平成32年度に163人の利用を見込みます。

施設入所支援は、新規入所者と地域移行により、平成32年度には68人の利用を見込みます。

図表 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	155	159	163
施設入所支援	人	70	69	68

※各年度月平均利用分。

(4) 相談支援

① サービスの内容

相談支援には計画相談支援及び地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)のサービスがあります。

図表 相談支援の事業内容

事業名	内容等
計画相談支援	障がいのある人で自立支援給付事業（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用する際、計画的な相談支援が必要な場合は、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用のあわせんや調整、契約援助及びモニタリング）などの支援をします。
地域移行支援	施設入所者及び入院中の精神に障がいのある人で、地域で生活するための相談、住宅の確保、同行支援などの地域移行のための支援をします。
地域定着支援	地域に移行した単身の障がいのある人や家族の支援を受けられない障がいのある人に、夜間を含めた支援体制を整備し、緊急時における相談等の支援をします。

② サービス見込み

計画相談支援については、平成32年度で98人の利用を見込み、地域移行支援は5人、地域定着支援は3人を見込みます。

図表 計画相談支援の数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	80	89	98
地域相談支援（地域移行支援）	人	5	5	5
地域相談支援（地域定着支援）	人	3	3	3

※各年度月平均利用分。

3. 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

(1) 必須事業サービス

① サービスの内容

必須事業に関する各種サービスの内容は以下の通りです。

図表 必須事業サービスの事業内容

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発の取り組みを実施します。
自発的活動支援事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体に対し、その活動を支援します。
相談支援事業（基本相談）	障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、本人や保護者または介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。 また、行政他、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら障がい者本人や家族だけでは解決されない問題等について、障がい支援区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサポートを行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な相談等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言等の市町村の相談支援事業を強化するため、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

事業名	内容等
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度利用に対して必要と認められる場合、登記手数料・鑑定費用等の費用の一部若しくは全部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度を利用する場合で、法的に権限を与えられた法人を利用する場合にこれを支援します。

②サービス見込量

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援は、現在の段階では実施予定はありませんが、実施へ向けて検討を続けます。

相談支援事業（基本相談）は、平成31年度に基幹相談支援センター設置を目指します。

住宅入居等支援事業については、現在の段階では実施予定はありませんが、実施へ向けて検討を続けます。

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、平成32年度には6人の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業については、市内の社会福祉法人が法人後見を実施していますが、市は当該事業を実施していないため、今後、法人後見を実施する法人を支援できるよう事業の実施を検討していきます。

図表 必須事業サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇 所数	2	2	2
基幹相談支援センタ ー	設置の有無	無	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援 事業	人	2	4	6
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	無	無	無

(2) 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

①サービスの内容

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業及び手話奉仕員養成研修事業の内容は次のとおりです。

図表 意思疎通支援事業の内容

事業名	内容等
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、支援が必要な人に対して、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

②サービス見込量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成32年度に180人の実利用者を見込みます

手話通訳者設置事業は、1人の確保を目指します。

手話奉仕員養成研修事業は実績を勘案し、各年とも2人の講習修了者を見込みます。

図表 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	180	180	180
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	1	1	1

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成 研修事業	実養成講習修了見 込み者数（登録見 込み者数）	2	2	2

（３）日常生活用具給付等事業

①サービスの内容

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具ほか６種の用具を給付します。内容は次のとおりです。

図表 日常生活用具給付等事業の内容

事業名	内容等
介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの介護・訓練にかかる用具を支給するものです。
自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給するものです。
在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加温器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支援するものです。
情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、展示ディスプレイなどの情報・意思疎通支援用具を支給するものです。
排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用装具・収尿器などの排せつ管理支援用具を支給するものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給するものです。

②サービス見込量

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成32年度には、介護・訓練支援用具を6件、自立生活支援用具を15件、在宅療養等支援用具を13件、情報・意思疎通支援用具を9件、排せつ管理支援用具を1,316件、住宅改修は1件をそれぞれ見込みます。

図表 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	6	6	6
自立生活支援用具	給付等見込み件数	14	15	15
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	9	9	9
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	1,292	1,304	1,316
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	1	1	1

(4) 移動支援事業

①サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

②サービス見込量

各年で実利用者数を27人、利用時間は651時間を見込みます。

図表 移動支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	実利用見込み者数	27	27	27
	延べ利用見込み時間数	651	651	651

(5) 地域活動支援センター

① サービスの内容

地域活動支援センターの事業内容は次のとおりです。

図表 地域活動支援センターの内容

事業名	内容等
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、通所してくる障がい者等に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの基礎的事業に加え、センターⅠ型では精神保健福祉士等の専門職員を配置した地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動等を行います。また、センターⅡ型では、機能訓練や入浴サービス等を行います。

② サービス見込量

事業所数は市内 2 箇所、利用者数は平成32年度で160人を見込みます。
また、市外の施設では 1 箇所、3 人の利用を見込みます。

図表 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
市内分	実施見込み箇所数	2	2	2
	実利用見込み人数	160	160	160
市外分	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み人数	3	3	3

(6) その他の事業

① サービスの内容

現在、本市で実施しているその他の地域生活支援事業には次のようなものがあります。

図表 その他の事業の内容

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
更生訓練費給付	自立生活および就労に向けた訓練を受け、一定の所得要件を満たす人に対し、その訓練を効果的に受けるために必要となる経費を支給します。
自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業	障がいのある人の社会参加促進のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
生活支援事業	日常生活をする上で必要な訓練や指導をはじめ、障がいのある人及びその家族に社会復帰のための情報提供などの支援を行います。
障がい者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を実施します。 事業内容は、虐待時の対応のための体制整備（一時保護居室確保）と、必要時の家庭訪問、虐待防止普及啓発のためのパンフレット作成等です。

②サービス見込量

訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業は利用希望者が多いですが、実施事業所が限られているため、平成 32 年度の訪問入浴サービス事業は 260 件、日中一時支援事業は 35 人、3,080 時間の利用を見込みます。

更生訓練費給付は、見込量を 1 件とします。

自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業は、現在のニーズ量を見込み平成 32 年度で 15 件を見込みます。

生活支援事業は、現在のニーズ量及び事業所体制を考慮し、平成 32 年度で 26 件を見込みます。

図表 その他の事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	件	260	260	260
日中一時支援事業	実人数	35	35	35
	時間	3,080	3,080	3,080
更生訓練費給付	件	1	1	1
自動車運転免許取得助成・ 自動車改造助成事業	件	14	15	15
生活支援事業	人	24	25	26

4. 障がい児福祉サービス

(1) 障がい児福祉サービス

① サービスの内容

今回、障がい児福祉計画を策定するにあたり、国から示されている事業は次のとおりです。

図表 障がい児福祉サービス（児童福祉法）の内容

事業名	内容等
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。福祉サービスを行う福祉型と、福祉サービスに併せて治療を行う医療型があります。
放課後等デイサービス	就学している児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進を継続的に提供する事業です。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、訪問により自宅で発達支援を行う事業です。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
障がい児入所支援（福祉型、医療型）	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスに併せて治療を行う医療型があります。

②サービス見込量

福祉型の児童発達支援は、現状の利用状況から平成32年度に20人、100人日の利用を見込みます。医療型児童発達支援の今期の計画はありませんが、ニーズに対しては児童発達支援で対応するとともに、ニーズ調査等を基に検討を続けます。

放課後等デイサービスは、平成32年度に20人、268人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援は、平成31年度までに準備を進め、平成32年度から事業を開始を目指し、1人の利用を見込みます。

居宅訪問型児童発達相談については、実施を検討します。

障がい児相談事業は平成32年度に20人の利用を見込みます。

図表 障がい児支援の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援（福祉型）	人日	100	100	100
	人	20	20	20
医療型児童発達支援	人日	—	—	—
	人	—	—	—
放課後等デイサービス	人日	268	268	268
	人	20	20	20
保育所等訪問支援	人日	—	—	2
	人	—	—	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	—	—	0
	人	—	—	0
障がい児相談支援	人	20	20	20

※各年度月平均利用分。

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

サービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、平成32年度までに実施の予定はありませんが、今後、配置を検討します。

図表 医療的ケア児等支援者養成研修の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0

第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の整備

1. 障がい者福祉サービスの提供体制の確保

(1) 障がい者のサービス選択の自由の確保

障がい福祉サービスの提供にあたっては、障がい者本人及び家族の利用意向を尊重し、そのニーズ量に沿ったサービスの提供に努めます。

(2) 合理的配慮に関する啓発

障がい者の自立を促進し、地域社会のなかで健常者とともに普通に生活できるように地域活動への参加を促進するためにも、市庁舎だけでなく、障がい福祉事業所や福祉団体等の職員についても、障がい者への合理的配慮がなされるよう、研修機会の充実や啓発活動などに努めます。

(3) 生活の場となるサービス

① 住まいの確保

障がいのある人の地域における生活の場としての、グループホームの新規開設を促進するため、事業所等と協議・検討していきます。

また、民間のアパート等についての入居の理解を求めていくとともに、段差の解消など障がいに合わせた設備の改善等を支援します。

② 地域生活支援拠点の整備

障がい者が安心して地域定着できるように地域生活支援拠点の整備を図り、24時間の相談支援体制や緊急時の受入対応体制等の確保に努めます。

③ 関係機関との連携

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援など、障がい者が地域生活へ移行、定着していくための支援を強化するため、関係福祉機関のほか、社会福祉協議会、介護保険事業者等関係機関との協力関係を強化します。

④ 地域移行の体験機会の整備

施設入所者や精神科病院入院患者、家族への地域移行を支援する際に、本人が地域での生活を体験できるよう体験機会の整備に努めます。

⑤訪問系サービスの充実

訪問系サービスについては、特に早朝、夜間、深夜帯におけるサービス体制の充実を図るため、関係サービス事業所への働きかけや人材の確保を支援します。

⑥アウトリーチ支援の推進

治療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障がい者に対し、日常生活を送るために支障や危機的状況が生じないための細やかな訪問を行うために、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと精神保健福祉士等の福祉スタッフの連携体制を整備します。

(4) 就労支援

①関係事業所等との連携

障がい者のニーズにあわせた質の高いサービスを提供できるよう、障がい福祉サービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化を図ります。

また、県や保健所等の関係施設との連携を強化し、障がい福祉、保健事業の機能強化を図ります

②障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の強化を図ります。今後、特に就労継続支援A型の充実をはかるため、事業所と連携するとともに、就労定着支援の実施に向けてサービス事業所と企業を結ぶ人材の確保、育成を進めます。

また、障がい者の持つ能力を発揮できるように、様々な分野や多様な就労形態の就労の場の開拓に努めます。

③職場定着に向けた支援の充実

就労支援事業所などと障がい者就業・生活支援センター及びジョブコーチとの連携強化を図り、より充実した職場定着のための支援を実施します。

④企業に対する障害理解の推進

障がいや障がい者の理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度などの周知を図るとともに、他業種の参入を促進し就労移行事業

所の増加を図ります。さらに障がい者の職場実習先を開拓し、企業の障がい者雇用の推進を図ります。

(5) 生涯学習の充実

一般市民に対しても、障がい者のことをよく理解し、合理的配慮をもって接することができるよう生涯学習の場を通じた研修の機会を充実します。また、手話など障がい者を支援する人材の育成にも努めます。

(6) 障がい者福祉の担い手の確保

障がい者福祉に従事するNPO等の参入を促進するほか、市民のボランティア活動への参加を促し、福祉の担い手の確保に努めます。

2. 障がい児福祉サービスの提供体制の確保

(1) 一貫した支援体制の充実

乳幼児健診や療育教室などで成長や発達などに気がかりのある子どもに対し、早期の養育や療育支援を行っていきます。

(2) 児童発達障がいへの対応

①早期の対応

障がい児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の充実を図ります。

②児童発達支援の整備

児童発達支援などにより保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどと連携した支援体制を整備していきます。

③発達障がい等の理解を深めるための取組

子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通じて、市民への理解・啓発に努めます。

(3) 相談体制の充実

市の窓口だけでなく、乳幼児健診の場や保育所、幼稚園、学校等において相談ができるよう、関係施設との連携を図り、訪問による相談体制の強化を図ります。

(4) 放課後等デイサービス

利用希望者は増加傾向にあり、今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人等と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めます。

(5) 専門的スタッフの確保・育成

乳幼児、児童に係わる障がい福祉、教育、医療等の関係者、関係機関の連携を図り、発達障がいや行動障がい等に対応できる専門的スタッフの確保・育成のほか医療的ケア児等支援者の育成に努めます。また、医療と福祉・教育を関係機関をつなぐコーディネーターの配置を検討します。

(6) 特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級やふれあいの丘支援学校、県立特別支援学校高等部、児童の発達段階や特性に応じた教育を推進します。また、将来を見据えて早期から福祉制度や就労関連情報等を保護者に提供し、相談支援事業所や福祉サービス提供事業所などの関係機関と連携した支援や、一般就労に向けての支援を充実します。

(7) 障がいのある児童の余暇の充実

放課後等デイサービスや移動支援などにより、障がいのある子どもの社会参加や余暇の充実を図ります。

3. 計画の進行管理

(1) 庁内の体制の強化

障がい福祉計画実施に係わる関係各課との連携により、計画の円滑な実施を図ります。また、職員に対し障がい者に対する合理的配慮についての理解を深めてもらうための研修を行います。

(2) 自立支援協議会

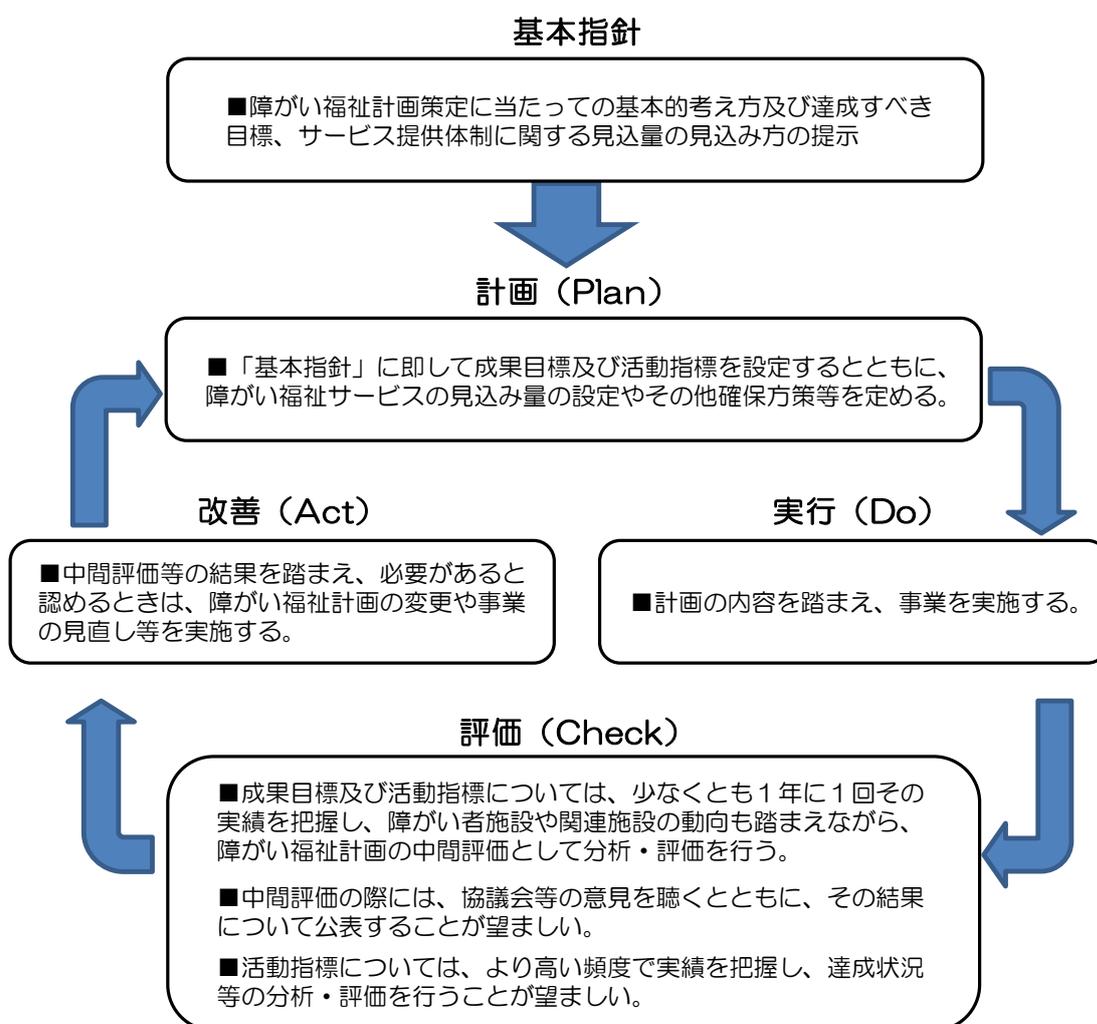
自立支援協議会は、市内のサービス事業所、入所施設、障がい者団体、教育機関、障がい者を雇用する企業等、行政機関などにより構成されています。自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

また、地域でのネットワークを構築し、障がい者及びその家族の状況の把握やサービスに対するニーズの把握に努めます。

(3) PDCAサイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析・中間評価を行い、その結果について公表するよう努めます。また、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

図表 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



(4) 広域連携

十日町市・津南町障がい福祉関係機関連絡調整会議により津南町との連携を強化します。また、県や市外の関係機関や施設とも連携して、障がい者に対し円滑なサービスの提供に努めます。

資料編

十日町市自立支援協議会運営要綱

平成19年3月30日
十日町市告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市障害者等相談支援事業実施要綱（平成18年十日町市告示第207号）第5条に規定する十日町市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援体制の状況把握及び評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 市町村相談支援機能強化事業及び新潟県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 権利擁護等に係る分野別の専門部会に関すること。
- (7) 十日町市障がい者計画等の策定に関すること。

(構成等)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で構成する。

- (1) 障がい者（障がい者団体関係者を含む。）
- (2) 相談支援事業関係者及び障がい福祉サービス事業関係者
- (3) 保健・福祉・医療機関関係者
- (4) 雇用関係機関担当者
- (5) 教育関係者
- (6) その他学識経験者
- (7) 障がい福祉に関心を有する者で市長が必要と認めたもの

2 会長は、協議会の事務を統括する。

3 協議会の副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前条第6号の専門部会の組織及び運営に関する事項は、必要により別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、その会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成19年3月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日以前に就任した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年十日町市告示第117号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市自立支援協議会運営要綱の規定は平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年十日町市告示第67号)

(施行日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日以前に就任した委員の任期は、この告示による改正後の十日町市自立支援協議会運営要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

十日町市地域自立支援協議会委員名簿

	氏 名	所 属
会長	星名 究	障がい福祉サービス事業所 なごみの家
副会長	上村 斉	十日町市・中魚沼郡医師会 (上村病院)
委員	押木 高志	南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課長
〃	水口 正明	十日町公共職業安定所 所長
〃	長谷川 紘	十日町市立ふれあいの丘支援学校 校長
〃	佐藤 俊夫	十日町市身体障害者団体連絡協議会 会長
〃	柳 洋治	十日町市手をつなぐ育成会
〃	柳 義夫	十日町市家族会 会長
〃	渡邊 孝雄	社会福祉法人 十日町福祉会
〃	小山 俊樹	社会福祉法人 妻有福祉会
〃	水落 久夫	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会
〃	樋口 功	公募委員
〃	霜垣 文雄	公募委員
〃	高橋 笑	公募委員
〃	金子 真人	障がい者地域生活支援センター エンゼル妻有
〃	庭野 純愛	障がい者地域生活支援センターあおぞら

第3次十日町市障がい者計画・第5期十日町市障がい福祉計画・第1期十日町市障がい児福祉計画の策定経過

期 日	内 容
平成29年4月1日	自立支援協議会委員（計画策定委員を兼ねる）を委嘱
平成29年8月24日	障がい福祉サービス見込量調査に基づく、サービス提供体制に関する説明会開催 ・自立支援協議会委員、市内社会福祉法人等出席
平成29年8月29日	第1回十日町市自立支援協議会（策定委員会）の開催 ・第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の概要と策定の趣旨説明 ・児童福祉法の改正による第1期障がい児福祉計画策定について説明
平成29年10月20日 から 平成29年11月6日	障がい者アンケート調査実施
平成29年11月20日 平成29年11月21日	障がい者団体アンケート・ヒアリング実施
平成29年12月26日	第2回十日町市自立支援協議会（策定委員会）の開催 ・障がい者団体アンケート・ヒアリング結果について ・第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（素案）の検討
平成30年1月9日	庁議説明
平成30年1月10日	議会（厚生常任委員会）説明
平成30年1月15日 から 平成30年2月2日	パブリックコメント実施
平成30年2月20日	第3回十日町市自立支援協議会（策定委員会）の開催 ・第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（素案）の承認

用語集

【あ行】

アスペルガー症候群

発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

アドボカシー

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

育成医療

身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業のひとつ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

医療保護入院

精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と家族等の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態のひとつ。

インクルーシブ・インクルージョン（inclusive inclusion）

「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳される。教育現場では、包括的教育と訳され、障がい者と健常者とを区別せず、同じ教室で学ばせること。社会的には、障がい者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

【か行】

介助犬

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

ガイドヘルパー

主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

学習障がい (LD : learning disability)

字を書く・読む、話す・聞く、計算することなどのどれかの習得、使用に目立った障がいがあることをいう。平成 11 年、旧文部省が、「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義している。

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24）年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

基本相談支援

地域の障がい者・児の福祉に関する問題について、障がい者・児、障がい児の保護者または障がい者・児の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することをいい、障害者総合支援法に規定されている。

共生型サービス

障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受け

やすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

強度行動障がい

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）

手足・のど・舌の筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かす運動神経細胞が死んでしまうために筋肉がやせて力が弱くなっていく難病。

筋ジストロフィー

筋肉自体に遺伝性の異常が存在し、進行性に筋肉の破壊が生じる様々な疾患の総称。筋力低下や筋萎縮が左右対称に生じ、皮膚の知覚がよく保たれる点で神経性の障がいとは区別される。

計画相談支援

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

継続サービス利用支援

障害者総合支援法において、継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人や日常生活に不安を感じている人が、安心して自立した生活を送るために、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行う。

高機能自閉症

知的障がいを伴わない自閉症のことをいう。発達障がいのひとつであり、知能指数が高い（おおむね IQ70 以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。記憶障がいや注意

障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出る。その障がいは外からでは分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障がいと言われている。

更生医療

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006(平成18)年4月からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障がい者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所がこれに当たる。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。合理的配慮をしないことは、障害者差別解消法で禁じられている差別に当たる。

【さ行】

災害時要援護者台帳

災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者やひとり暮らし高齢者など災害時要援護者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等地域コミュニティの協力を得て、災害時要援護者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものである。

サービス管理責任者

障がい福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

サービス提供責任者

居宅介護(ホームヘルプサービス)事業所の柱となる役職。利用者宅に出向き、サービス利用についての契約のほか、アセスメントを行い必要な居宅介護計画の

内容についての話し合いなどを行う。また、実際のサービス内容に関して、ホームヘルパーへの指導・助言・能力開発等の業務も行う。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

サービス利用支援

障害者総合支援法において、障がい者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいう。

施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援。

肢体不自由

身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

市民後見人

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

就労援助指導員（ジョブコーチ）

障がい者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

障害基礎年金

国民年金から支給される公的年金のひとつ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障がいについては、20歳になった日から支給される。

障害厚生年金

厚生年金から支給される公的年金のひとつ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給される。障がいの程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障がい者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされている。

障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障がい福祉関係の各法により設置運営されていた施設が、一元化されたもの（ただし、障がい児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害者職業センター

障がい者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合セ

ンター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障がい福祉計画を、都道府県は都道府県障がい福祉計画を策定することが義務付けられている。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の五つに分類されている。

身体障害者福祉法

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障がい福祉サービスの提供などを定めている。

児童デイサービス

障がい児につき、知的障がい児施設や肢体不自由児施設等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うサービス。療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童を対象とし、障害者自立支援法の介護給付に分類されていた。障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、2012（平成24）年4月より児童福祉法の障がい児通所支援へと改正・総合された。

自閉症

脳の機能障がいあるいは成熟の遅れが原因と考えられている障がい。乳児期から他者と視線が合わない、あやしても笑わないなど、愛着行動の遅れが見られる。しかし、親や世話をしてくれる人に愛着を示すようになり、人を拒絶しているわけではない。特徴としては、幼児期には表情の乏しさや反応の少なさなどが見られ、また、他の子供に無関心で遊びに加わらない、言葉の遅れや他人の言葉を繰り返す（反響言語）、抑揚のない話し方、などがある。こだわりが強く生活上のパターンの変化を嫌がり、儀式的な行動が見られる。通常、3歳くらいまでに特有の症状が出現するが、年齢によってその現れ方は変化する。幼児期からの自閉症療育で、成長してからの状態が改善する率が高くなる。

重症心身障がい者

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している者。

自立訓練

障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされ、身体障がい者を対象とする「機能訓練」と知的障がい者及び精神障がい者を対象とする「生活訓練」に分かれる。

自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障がい福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

生活支援員

障がい福祉サービス事業所に置かれる職員で、相談援助、入退所の手続き、連絡調整などを行う。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神通院医療

精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。以前は、精神保健福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

精神保健福祉士（PSW）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。2000（平成12）年4月から施行されている。

相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

【た行】

地域移行支援

障害者総合支援法において、障がい者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設のひとつ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域相談支援

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

地域定着支援

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

注意欠陥・多動性障がい（AD／HD：attention deficit／hyperactivity disorder）

幼児期に現れる発達障がいのひとつ。不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいの原因とされる。なお、年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが、不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

聴導犬

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムや FAX 着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々

のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成 18）年 6 月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

【な行】

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。1972（昭和 47）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられ（2013（平成 25）年 4 月 1 日施行）、さらに 2015（平成 27）年 1 月 1 日からは 151 疾患に対象が拡大された。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障がいをもつ障がい児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障がい児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市または委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を有する障がい児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障がいの早期発見、発達障がい者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

福祉ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障がい者に対して、低額な料金で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を行う施設。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

盲導犬

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障がい物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢や性別，国籍や民族などにかかわらずなく、誰もが等しく使いやすいように安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

【ら行】

理学療法

身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科的手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科的治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。理学療法士の活躍する領域は、病院や診療所、リハビリテーションセンターなどの医療関連施設のほか、介護老人保健施設、障がい者支援施設、スポーツセンターなど、医療、保健、福祉、スポーツ分野の広範囲にわたっている。

リハビリテーション

心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。新潟県外の地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

利用者負担

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う負担分。介護保険法においては応益負担が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用の1割である。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担（応能負担）が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている。

第3次十日町市障がい者計画
第5期十日町市障がい福祉計画
第1期十日町市障がい児福祉計画

発行 平成30年3月

企画・編集 十日町市

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

TEL (025) 757-3111

FAX (025) 757-3800
